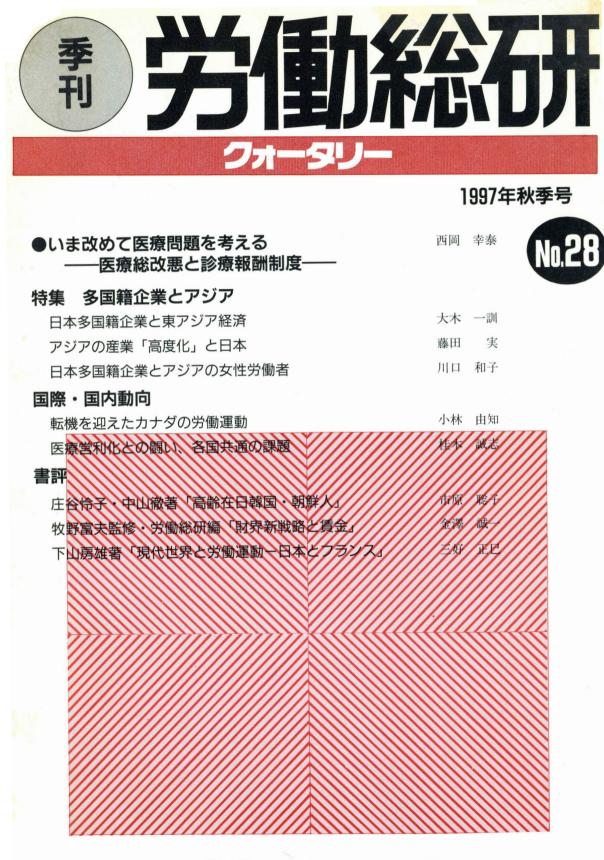
https://rodosoken.com/

ISSN 0918-7618



労働運動総合研究所

https://rodosoken.com/

目

労働総研クォータリー

第28号(1997年秋季号)



	、以めて広療问題を与える 一広療施以恙と診療報師制度―	辛來	Z
持	集●多国籍企業とアジア		
	■日本多国籍企業と東アジア経済大木	一訓	9
	■アジアの産業「高度化」と日本	実	17
	■日本多国籍企業とアジアの女性労働者	和子	23

次

国際·国内動向

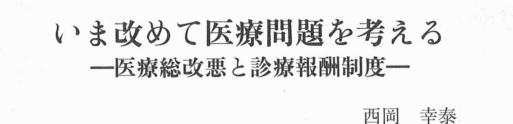
- ■転機を迎えたカナダの労働運動………………………………………………………小林 由知 30 --「医療の公共性と医療労働者」国際シンポジウムが示したもの---
- 評●庄谷怜子・中山徹著「高齢在日韓国・朝鮮人」……………………………………………………………市原 聡子 40 書
 - ●牧野富夫監修・労働運動総合研究所編「財界新戦略と賃金」…………金澤 誠一 41

新刊紹介●公文昭夫著「政府・財界の社会保障大リストラ戦略」……………………………字和川 邁 44

●読者のひろば	22	●次号予告	
●編集後記	45		

(本文中の書籍等の価格は、全て本体価格です。)

16



1. テンポを速める医療総改悪

医療総改悪のテンポが異常に速まっている。その 背景は周知のように、積年の"浪費"政策による国 家財政破綻のツケを国民に転嫁すること、また日本 資本主義の本格的グローバル展開とアメリカ覇権主 義への軍事的・政治的従属の強化、そしてこのいわ ゆる橋本「行革」路線を支える「翼賛国会」的政治 状況である。

第140国会で強行成立をみた健保法等一部改正法 の施行は9月1日からであり、国民生活に大きな被 害の広がることが危惧されている。ところが改悪法 施行直前の8月7日、厚生省は「与党医療保険制度 改革協議会」に新たな医療大改悪案(『21世紀の医療 保険制度・案-医療保険及び医療提供体制の抜本的 改革の方向』、以下「医療保険改革・厚生省案」と略 す)を提出した。それは参議院で継続審議中の介護 保険法案の成立を大前提とするとともに、「与党」閣 僚経験者などを配した財政構造改革会議(この会議 は法的根拠を持っていない)の最終報告(97年6月) が示した「医療改革」の重点課題に基づき、具体策 を提示したものである。

財政構造改革会議の最終報告は、社会保障を各論 のトップに据え、かつその最先頭に医療制度を置い て、次の7項目を提示していた。

①現行薬価基準制度の抜本的見直し。

診療報酬制度の抜本的改革。

③老人保健制度の抜本的改革。

④医療提供体制の合理化。

⑤保険者機能の強化と保険集団のあり方の見直 し。 ⑥高齢患者の定率負担の制度化およびそれ以外の患者負担の見直し。

⑦国立病院・療養所について、その廃止・民間 移譲を含む、そのあり方の見直し。

今回の「医療保険改革・厚生省案」については後 で検討する。ともかくも、財政構造改革会議・最終 報告が並べた7項目とは、戦時下の天皇制軍事独裁 政権をもってしても容易には成し得ないような「大 改革」ではなかろうか。

2.「患者と医師の信頼関係」と医療保障制度

およそ「医の原点」が「患者と医師の信頼関係」 にあることは、ヒポクラテスの時代から現代に至る まで、また洋の東西を問わず、これに異議をはさむ ものは誰もいまい。現在わが国の医療法制の基本法 となっている医療法も、第1条の2、第1項で「医 療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医 師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の医療の担い 手と医療を受ける者との信頼関係に基づき」行われ なければならないとしている。(この条文は、空々し くも、「信頼関係」を直ちに打ち砕くことになるよう な多数の条文とセットになって、1992年改正医療法 に盛り込まれた。)

理念的・原理的には患者と医師との人間的な関係 (zwischenmenschlichな関係)が「医の原点」なの だが、しかしこの「信頼関係」を日常的な診療の場 で日々現実のものとするためには、これをすべて「倫 理」の問題に託すわけにはいかない、大層大きな問 題群が存在する。一つは近代医学が依って立つ「方 法」と科学技術構造に属する問題群であり、もう一 つは「患者と医師との関係」に不可避的に割り込ん

でくる社会的・経済的状況、そして優れて政治的な 状況に属する問題群である。前者の領域については ひとまずこれを脇におくとして、後者についてのみ、 順序立てた議論を一切省略して、単刀直入に踏み込 んでみたい。

現代社会では、医療費という観点からみると、医 療保険制度が患者と医師との間に介在する。わが国 の現状に即していえば「医師-保険者-患者」とい う構造である。

日本国憲法の理念に即していえば、健康保険制度 は国民に受療機会を平等に保障し、かつ最適の医療 が提供されるよう保障するものでなければならない ということになる。もう一歩突っ込んで言えば、患 者と医師の「信頼関係」を強める方向で作用するこ と、あるいはすくなくとも"中立的"であること、 つまり「信頼関係」を傷つけ損なうようなことがあ ってはならないはずである。

しかし、現実はどうだろうか。こうした観点から みるとき、わが国の健保制度はまことに不備であっ たし、改善すべき課題が多々残されてきた。それに もまして政府・厚生省が今進めている「医療改革」 は、直接・間接に医療における「信頼関係」を根底 から破壊するものと評価しなければならない。

3.診療報酬制度と医療政策

「医療改革」の第2段階の焦点の一つに診療報酬制 度が据えられている。診療報酬の問題といえば、一 般国民には難解であり、かつ残念なことには、「医師 の所得」の問題でしか過ぎないかのように、かなり 冷ややかな目で見られてきた。しかし診療報酬制度 とは医療サービスの価格を「公共的」に決定するメ カニズムそのものにほかならず、かつこの「公共料 金」設定は、他の産業経済政策などと同様に、政府 が進める医療政策にとって最も強力な手段であり、 政府が目指す医療システムに向けて個々の医療機関 を、有無を言わさず誘導する「武器」となっている。 また診療報酬は、ミクロ的にも、医療の現場で日々 行われている医師・看護婦の営為に、無意識のうち に、大きな影響を与えてあたえている。つまり診療 報酬=「医療の公共料金」のあり方は「患者と医師 との信頼関係」に深く関わる。だからこそ診療報酬

労働総研クォータリーNo.28(97年秋季号)

問題について無関心であってはならないのである。

財政構造改革審議会・最終報告や今回の「医療保 険改革・厚生省案」は「出来高払いと定額払いの最 善の組み合わせを構築する」と述べているのだが、 それはいったい何を意図し、具体的にどういうこと を提案しているのか。これを検討するに前に、その 前提となる基本的なところを整理しておこう。

4.診療報酬とその決定機構

公的医療保険制度は、保険給付が対象とする医療 サービスと医薬品等の種類および価格にたいして、 これをコントロールするシステムを備えていなけれ ば「保険」として機能しない。これが診療報酬・薬 価基準制度と称されるものであり、それは公的医療 保険が国民に提供する医療サービスと医薬品の範囲 と内容、量と質を、直接・間接に規定する。

例えば健保法第43条は「療養ノ給付」につき、次 のように定める(1994年改正法)。

- 1. 診察
- 2. 薬剤又ハ治療材料ノ支給
- 3. 処置、手術其ノ他ノ治療
- 4. 居宅ニ於ケル療養上ノ管理及ビ其ノ療養ニ
 伴フ世話其ノ他ノ看護
- 病院又ハ診療所ヘノ入院及ビ其ノ療養ニ伴 フ世話其ノ他ノ看護

この条文だけではそれぞれの内容は分からない。 この具体的な中身を決めるのが、健保法第43条/9 に根拠を持つ、診療報酬点数表(厚生大臣告示)で ある。すなわち「診察」については初診料、再診料、 指導料という形で、「薬剤、治療材料の支給」は薬価 基準、保険医療材料価格基準が、「処置、手術等」は 各種処置料、手術料、放射線治療料などが、また「在 宅医療」の内容は在宅患者診療・看護・指導・管理 料によって、「入院と看護」は入院時医学管理料そし て看護料という形で、である。

もちろん個々の診察、処置、手術、看護等の行為 には医師や看護婦の裁量が働くのだが、この裁量範 囲の大枠は診療報酬によって規定される。

また診療報酬・薬価基準制度は保険給付の範囲を も決める。診療報酬点数表や薬価基準に収載されて いない診療行為(例えば心臓移植手術)や薬剤(旧

— 3 —

いま改めて医療問題を考える-

聞に属するが、丸山ワクチンなど)を保険医療機関 が保険診療として患者に提供することは禁止されて いる。また未収載の技術等を患者に提供する場合、 この部分だけでなくこれに付随する他の技術やサー ビスをも合わせて保険給付とは認められない。いわ ゆる混合診療禁止の原則である。

ただし、混合診療禁止の例外として特定療養費制 度が1984年健保法改正によって導入された。この時 から高度先進医療や「アメニティー・サービス」(患 者のプライバシーを守るなど、適切な療養環境の整 備)などを保険給付の範囲内に組み入れることにブ レーキがかかり、これを患者自己負担とするなど、 高額な「差額」を「合法的」に徴収する傾向が強ま ってきた。いわゆる「保険診療の空洞化」がこれで ある。(現在、橋本「行革」の柱である「規制緩和論」 も混合診療禁止原則の撤廃ないし大幅緩和を求めて いる。)

またこの診療報酬を決定するメカニズムが重要で ある。建前としては、中央社会保険医療協議会(中 医協)が、医療経済実態調査と薬価調査に基づいて、 2年毎に改定案を審議し、その「建議」をうけて厚 生大臣がこれを告示するという手順になっていた。 しかし1980年代以降、厚生省が大蔵省と診療報酬改 定について折衝し、大蔵省主計局「内示」を中医協 に「諮問」するという手順に公然と移行している。 つまり医療経済実態調査も薬価調査も形骸化し、中 医協の役割も「空洞化」しており、診療報酬の決定 権はほぼ完全に大蔵官僚によって掌握されていると いっても過言ではない。

診療報酬の大枠が国家財政事情によって規制され るだけでなく、個々の診療行為や医薬品使用も診療 報酬によって巧みに操作されている。例えばCTや MRIなど、高額医療機器の市場拡大のために、そ れらを使用する検査に高い診療報酬を設定する。新 薬を売り込むために、その公定価格(薬価基準)を 実勢価格よりも遙かに高く設定し、「薬価差益」を餌 に、医療機関を新薬採用・大量使用に誘惑する、な どである。その結果、看護料や基本診療料が犠牲と され、「薬漬け・検査漬け」医療が広がってきたので あり、人間不在・老人差別の医療は、診療報酬によ る政策的誘導がこれをもたらしたのである。

5.診療報酬支払方式の国際比較

わが国の診療報酬の特徴は「出来高払い制」であ ると広く理解され、しかも言葉だけがひとり歩きし ている。しかし本当にそうなのか。この辺の事情を 探るには国際比較が必要だろう。

ホフマイヤー/マッカーシーの、日本を含む先進 12ヵ国の医療財政の綿密で膨大な調査研究によれば

("Financing Health Care",2.Vols.,1994.)、診 療報酬の支払方式は次ぎのように区分される。

①個別支払方式(Fee-for-Service)

②1件当り均一払い方式 (Case-Payment)

③1日当り均一払い方式 (Daily Charge)

④サービス当り均一払い方式 (Flat Rate)

⑤人頭払い方式 (Capitation)

⑥俸給方式 (Salary)

⑦総額予算方式 (Globar Budgets)

⑧請負契約方式 (Contracting)

⑨公定価格方式 (Administered Prices)

これらは単独で、あるいは複数の方式の組み合わ せで実施されている。

また診療報酬支払方式は保健医療の財政方式と組 み合わせて見なければならない。医療の財政方式は ③租税方式、⑥社会保険方式、⑥任意(民間)保険 方式の三つに分類される。そしてこれもまた単独も しくは組み合わせて実施されている。(例えばスウェ ーデンの場合、外来医療は社会保険、入院医療は租 税方式である。)

①個別支払方式は社会保険方式下のプライマリ・ ケア(初期診療における総合的な診断と治療。主に 診療所の外来医療が担当)で支配的であり、⑦総額 予算方式、⑧請負契約方式などは、財政システムに かかわりなく、主として病院の入院医療で広く見ら れる。

また診療報酬制度については、医療施設・機器等 の設置・維持管理にかかわる、いわゆる資本的経費 の財源調達方法との関係も極めて重要である。国際 的に見て、租税方式や社会保険方式をとる国では、 病院施設の整備・改善に国・州政府等が直接間接に 責任を負い、診療報酬収入とは別に、国庫・地方財 政などが病院の資本的経費を補償する方策がとられ

- 4 -

ている。したがって社会保険の診療報酬収入は主と して病院のランニング・コストをカバーするものと なっており、ドイツ、フランスなどで健康保険財政 への国庫補助が日本より格段に低率なのは、こうし た事情に由来している。(1980年代後半以来、国家財 政逼迫の圧力によってドイツ、フランスなどでは、 病院の資本的経費にたいする補償の削減、診療報酬 への一部転嫁策などが進められているが、基本原則 は変わっていない。)

6. わが国の診療報酬支払方法の特徴

国際的に俯瞰すると、わが国の診療報酬制度の特 異性が明瞭となる。わが国では病院も診療所も基本 的には区別なく、同様の支払い方式で一括されてい る。また病院の資本的経費も診療報酬の中に「包括」 されている。(ごく少数の国立病院や自治体病院には 施設整備費等の「補助」があるが、それはほんの僅 かであり、最近はそれさえも厳しく削減されて、す べて診療報酬収入で捻出するよう「合理化」が進め られている。)

わが国でいう「出来高払い方式」もまた特異であ る。前掲の分類によると、わが国のそれは①個別支 払い方式と④サービス当り均一払い方式(個々の診 療行為毎に全国一律の価格を設定する方式)、および ⑨公定価格方式(中医協諮問-厚生大臣告示)の組 み合わせということになろうか。

また特に1981年診療報酬改定および1983年老健 法=老人特揭診療報酬制度施行を転機として、診療 報酬総額の伸びを計画的に抑止する政策が大蔵省主 導で強力に進められているから、いうなれば全国的 規模での⑦総額子算方式 (Globar Budgets)に大接 近中ということになる。(厳密にいえば総額子算方式 とは、個々の病院別に、事前に、年間診療報酬総額 の見込み額を支払う方式である。しかし見方によっ ては現在、わが国の国立病院や自治体病院も、事後 的にではあるが、すでに実質的には総額子算方式だ とも言えるわけである。)

7.「定額制」診療報酬の定着と拡大

さらに加えて、わが国では「出来高払い方式」が 支配的だとはいえないような実態が存在する。すな

労働総研クォータリー№28(97年秋季号)

わち入院医療の根幹である「看護」の診療報酬(看 護料)は、入院患者1人1日当たりの「定額制」で ある。つまり看護婦が行う労働(看護行為)、例えば 検温、検脈、身体清拭、病衣交換、摂食・排泄介助 など、仕事の量に関係なく、患者1人1日当たり6, 850円(685点×10円。ただし30日以内。30日超は673 点となる。特3類看護。1997年4月現在)となって いる。(この最高レベルの特3類看護料でさえも看護 婦の人件費の8割にも満たず、看護婦を増やせば増 やす程、赤字が生まれる。)

また1981年以来、「包括化」や「定額支払い方式」 が逐次導入・拡大してきている。「包括化」とは、以 前は個々に区分され、それぞれ別個に評価(価格付 け)されていたものを一つに「包括」して評価する ことで、例えば点滴注射や検体検査などを「入院時 医学管理料」のなかにひとまとめにすることであり、 「定額制」への橋渡しにほかならない。

「定額支払い方式」は入院部門、とくに老人の入院 医療で広がりつつあるが、1996年4月診療報酬改定 からは外来医療にも拡大している。老人慢性疾患外 来総合診療料(1回につき、院外処方箋を発行する 場合7,350円。発行しない場合8,850円。月2回ま で)、および小児科外来診療料(3歳未満乳幼児対 象、[初診]院内処方6,400円。院外処方5,300円。[再 診]院内処方4,700円。院外処方3,600円)がそれで ある。

外来医療にかかわるこの二つの「定額制」の採否 は、現在のところ医療機関の「選択」に委ねられて いるが、この制度の導入の意味は極めて大きい。こ の導入により、わが国の入院・外来を合わせた医科 患者総数840万人のうち、老人215万人、乳幼児(3 歳未満・外来)30万人、合計245万人(29.2%)が「定 額支払い方式」の適用対象群に組み入れられたこと になる。これから先、年齢制限をはずして「慢性疾 患」に適用対象を拡大すれば、日本の患者総数の約 半分が「定額制」の傘の下にはいることになる。(今 次健保法改定により導入された「薬代上乗せ負担」 は、老人慢性疾患外来総合診療料「選択」医療機関 には適用除外とされている。まことに狡猾な「定額 制」への「政策的誘導」である。)

このように見てくると、わが国の診療報酬制度を

— 5 —

いま改めて医療問題を考える-

「出来高払い制」の一語で総括することは極めて不 正確だと言わざるをえない。そうだからこそ、「薬漬 け、検査漬け医療」の責任のすべてを一点集中的に 「出来高払い制」だけに負わせる論法には、別に何 か意図的なものが裏に隠されているとみなければな らないのである。

8. 厚生省の診療報酬制度改革案

財政構造改革審議会・最終報告や今回の「抜本改 革・厚生省案」は「出来高払いと定額払いの最善の 組み合わせを構築する」と述べる。しかし「敵は本 能寺にあり」で、「出来高払い制の弊害の是正」を表 看板に押し立てながら、裏では保険給付の範囲と内 容のカット、医療へのアクセス・国民の受療権の制 限、そして「健保空洞化」=「医療の営利市場化」が 策されている。これにつき「医療保険改革・厚生省 案」(本年8月7日発表、前出)のなかから診療報酬 に関わる箇所を逐次抜き出し、簡潔にコメントして おく。

- (a)「一定基準に基づき、診療料等について、一定の範囲内で医師及び歯科医師がその技術や経験に応じて患者から徴収できるような途を開く。」
 「名医」を自認する医師(開業医も勤務医も)は患者に「特別料金」を請求できる方途を「合法化」するということだが、保険給付との関係はどうなるのか。「特別料金」が保険給付外となることは目に見えている。
- ⑤「医療機関がその療養環境に応じて患者から施設利用料を徴収できる仕組みとする。」 いわゆるホスピタルズ・フィー(俗に言う「ホテル代」)について、この大部分を保険給付外とする意であろう。
- ⓒ「大病院については、入院機能を重視した評価 体系とし、外来については、基本的に専門分野 に限定した評価とする。」――「大病院」とはど れほどの規模のものを指すのか、不明。「入院機 能を重視した評価体系」とは何か。おそらく「日 本型DRG・PPS」(後述)が指向されるのだろ う。
- ④「大病院の外来について、それ以外の医療機関の外来の給付率との差を設けるとともに、入院

医療に重点を置いた措置を講ずる。」――別項 「保険給付・A案」では「大病院の外来は5割 程度の定率一部負担とする」とある。 ©でいう 「専門外来」も5割負担となるのだろうか。ま た現在、病院は入院部門の「赤字」を外来部門 の「黒字」でカバーしているのが実情なのだが、 このへんをどうするのか。また大学付属病院で の外来診療の教育研修はどうするのか。

- ②「医療提供体制及び診療報酬両面において、急性疾患を担う病床(急性期病床)と慢性疾患を担う病床(急性期病床)とと明確に区別する。」 一一慢性期病床(現・療養型病床群)を介護保険対象施設とする意である。しかし臨床医学上、急性期と慢性期とはこんなに截然と区分できるのだろうか。また患者は慢性期病棟と急性期病棟との間を頻繁に「たらい回し」されるのではないか。
- ①「(急性疾患)入院医療については、入院当初は 出来高払い、一定期間経過後は1日定額払いと することを原則とする。」――いよいよ厚生省の 本音がでてきたようである。つまり診断が確定 するまでは「出来高払い」、その後は「診断群別・ 1日定額払い」(日本型DRG・PPS)というわけ である。
- ⑧「(急性疾患)外来医療については、出来高払いを原則とする。」――すでに検査・画像診断などの「包括・定額化」が定着している。
- ①「(慢性疾患)入院医療については、1日定額払いを原則とする。」――慢性疾患をどのようにグループ分けし、それぞれの「料金」をどのように格差づけるのだろうか。
- ①「(慢性疾患)外来医療については、高血圧症、 糖尿病、高脂血症等の定型的な慢性疾患は定額 払いとする。」――現在の年齢制限枠(70歳以上) の撤廃である。
- ①「入院・外来とも、治療期間中に急性疾患を併発した場合、患者の病態に応じて出来高払いを組み合わせる」――当然の措置であるが、医師の裁量権を強烈に制限する仕組みとセットになってでてくるのではないか。
- ⑥「医薬品については、薬価基準制度を廃止し、

- 6 ---

新たな方式を導入する。」(後述)

診療報酬制度の「抜本改革」案については以上の 通り、まだまだ不明瞭で曖昧模糊としている部分が 多いが、「患者負担」となると非常に鮮明で具体的で ある。すなわち、

- *「A案。3割程度の定率一部負担とする。ただ し、大病院の外来は5割程度の定率一部負担 とする。」
- *「B案。かかった医療費のうち一定額までは自 己負担とし、これを上回る部分について保険 給付の対象とする。保険給付の対象部分に対 しては、定率の一部負担を適用する。」
- *「A案、B案共通。高齢者については、1割又 は2割程度の負担とするなど、一部負担率に ついて(一般の保険加入者と)差を設ける。 ただし、一定以上の所得ある者については、

一般の(保険)加入者と同一の負担とする。」 一般被保険者についてA・B両案併記の形をとっ ているが、実質は同じである。保険給付の範囲と中 身を「診療報酬制度改革」でばっさりと削減したう えに(前掲③~⑥参照)、そのスリム化した保険給付 に対する給付率をさらに大幅に引き下げようという のである。A案とB案の違いは、卵嫌いな子どもに 卵を無理やり食べさせるために「目玉焼きが好きか スクランブル・エッグが好きか」と問うような話で ある。

再度強調すれば、もはや幻影と化した「出来高払 い制」をことさらに「悪玉」に仕立てあげる手法は、 さらなる健保給付カット・患者負担増を進めるため に、国民に目くらましのつぶてを放つことに他なら ない。

9. 日本型DRG/PPSと新薬価方式案

これまでのところ、「日本型DRG/PPS」と薬価基 準制度の問題について十分に述べることがなかった ので、簡潔に補足しておきたい。

DRG/PPS (Diagnosis Related Group /
 Prospective Payment System. 診断群別・予見定
 額支払方式)とはアメリカで開発され、メディケア

(公的な老人・障害者医療保険)の入院医療などで 実施されているものである。その功罪は医療関係者

労働総研クォータリー№28(97年秋季号)

ならば熟知のところであり、①平均在院日数の極端 な短縮、②病院による患者の選別(重症患者の敬 遠)、③日帰り手術の増加、④再入院率の増加などが 目だっている。肝心の⑤「医療費抑制効果」は、支 払者側から見れば抑制効果抜群、患者側からすれば 医療費負担激増、病院にとっては良心的な医療を行 えば行うほど採算割れと、立場によって大きく別れ る。しかも国民経済全体からみたトータルの国民総 医療費の抑制効果となると、極めて疑わしい。確実 なのは「公的医療保険」にたいする信頼性が大きく 揺らいだことだけである。

DRG/PPSの「日本版」はどういう仕組みになるの か。導入のために合理的な疾病分類の確立、支払い のための適切なベースレートの設定、病院特性の評 価・調整方法など、気の遠くなるような難問が累積 している。しかし橋本「行革」は、介護保険法案の ように、前提となる基本的な問題への取り組みを無 視したまま、財政対策優先の、しかも極めて強引で 杜撰な、そういう意味で「日本的」な、DRG/PPSを 見切り発車させる危険性は非常に高いものと読んで おきたい。

財政構造改革会議・最終報告は「薬価差の解消を 図るほか、現行の薬価基準制度を廃止のうえ市場取 引に委ねる原則に立った新たな方式の採用等薬価基 準制度の抜本的見直しを行う」という。

まず注意すべきは、問題の意図的なすり替えであ ろう。すなわち、先の第140国会での健保論戦で明ら かにされたように、国際的に異常な高薬価を生み出 す「政・官・業・医」癒着・腐敗の構造こそが医療 費膨張・浪費の真因である。しかしここにはメスを いれることなく、国民の目を「出来高払い制」と「薬 価差益」にそらせようとの意図が露骨に現れている からである。

薬価基準制度(薬価の公定価格制)を廃止したの ちに導入する仕組みについての「医療保険改革・厚 生省案」は、すでに意図的にリークされていたよう に、ドイツの「参照価格制」("Festbeträge"、直訳 すれば「固定額制」、外来患者向けの薬を対象、1989 年導入)を模したシステムである。つまり、薬の価 格を「市場取引」(独占企業が支配力を持つ市場価格) にまかせた上で、医薬品を成分・薬効ごとにグルー

— 7 —

いま改めて医療問題を考える

プ化して、それぞれの「価格」(健保が医療機関に支 払う限度額)を「医学、薬学等の専門家からなる委 員会」が、「市場実勢価格」を基本に、決定する。こ の「価格」を上回る分は、医療機関がこれを患者に 転嫁する、という仕組みである。

しかしこれでは根本的な問題は何一つ解決しない のではないか。ドイツの先例に照らしても、多国籍 企業化した大製薬資本の価格政策にはメスが届かな い。また医学的根拠に基づく薬剤選択が厳しく制限 される一方で、患者負担だけは確実に重くなる。財 政対策にのみ終始した案と言わざるをえない。

10.「医の原点」から総改悪を問い直す

医療総改悪が急を告げている折から、勢いとして 診療報酬制度をめぐる問題に力点をおかざるをえな かった。しかし、医療問題の核心となる「患者と医 師の信頼関係」については、始めに指摘しておいた ように、経済的・社会的システムに属する問題群の ほかにもう一つ、近代医学が依って立つ学問的「方 法」と科学技術に関わる問題群がある。このあたり に若干でも目配りしておかなければ、大きな手抜か りとなろう。

医療・医術とは人の病という、単なる生物学的事 象の集まりであることを超えた、今を生きる一人一 人の人間の「パテーマ(悩み)を癒す術」である。 そこに形成される患者と医師との1対1の、倫理的 で厳粛な人間関係こそが「医の原点」にほかならな いのだが、しかし、ことはさほどに簡単にすまされ る問題ではない。

近代医学が人間をひとまず精密な機械とみる観点、 あるいはヒト(Homo sapiens)としてみる観点に 徹することによって確立し、それによって大きな成 功を収めてきたことを確認するのは極めて重要であ る。医学は病気を「正常からの偏倚」とみたてて、 これを解剖学・組織学と生理学・生化学とを両翼と して病気の理法(病理)に迫る戦略をとってきた。 近代医学の黎明期にはヒトは力学的システムとして、 19世紀からは精密な化学システムとして観照されて きた。そして現在では生化学システムとしてである。 医学・医術が自然諸科学と高度な科学技術の総合の うえに立っているという、このあたりまえの事実と、 「医の原点」とを日々の営為のなかでどうつなぐか が、大層難しいことなのである。

現代の病院では、患者は「精密検査」のデータの 束を携えて初めて医師と正式に対面する。しかも一 人の患者にかかわる医師は必ずしも一人とは限らな い。また現代薬理学の長足の進歩が生み出した新多 剤療法(Neo-polyphamasie)は、患者に多種類の薬 剤を与える。現代の医療の場では、患者と医師の1 対1の人間的関係が希薄化する危険、また得体の知 れない副作用の危険が絶えず付きまとっている。

こうした事情の中に、周知のように、近代医学は 機械論的であり非人間的だという批判が根強く生ま れてくる原因がある。しかしそうだからといって、 イワン・イリッチを急先鋒とするように、近代医学 は臨床的、社会的、文化的医原病をもたらしたと総 括するのもまた性急かつ一面的に過ぎるのではない だろうか。

医療改悪を阻止し、医療をよくする運動が市民レ ベルでは非常に大きく広がっているが、これに比べ て労働組合運動の取り組み方にある種のもどかしさ を覚えるのは、神経過敏に過ぎるだろうか。ともあ れその要因の一つに、しかもそれほどに明瞭には意 識されない要因の一つに、素朴な「医療不信」があ るように思える。かつて1970年代初頭、社会党は医 療社会化法案を掲げて「医師不信」「薬漬け・検査漬 け医療告発」キャンペーンを行ったことがある。社 会党の医療社会化運動は線香花火に終わったが、労 医分断に一定の役割を果した。彼等が残したわだち は私たちには全く無縁のものではあるが、これを反 面教師として、労働組合運動も「医の思想」を共有 することが望まれるのではないだろうか。

高度な科学技術を人のパテーマの癒しのために駆 使する――この営為を貫く理念とモラルは、人類社 会の未来を拓く労働者階級の歴史的役割と通底して いると思われるからである。

(専修大学教授)

- 8 -

特集/多国籍企業とアジア

日本多国籍企業と東アジア経済

1. 拡大つづくアジアへの経済進出

日本企業の海外進出はとどまるところを知らない。 アジアに出かけて、いたるところに日本企業が氾濫 している状況を目にすると、そう実感すると同時に、 将来への言い知れぬ不安を覚える。

大蔵省「対外直接投資届出実績」でみても、1985 年以降急増し、バブル崩壊で一時落ち込んでいた海 外直接投資は、94年いらい再び急速な伸びをみせる ようになっている。円安傾向となった96年において も、それは20.0%の大幅な伸びであった。自動車、 電機機械などの業種では、海外投資が国内投資の6 割前後に達するという過熱ぶりである。しかも、こ こ数年のその投資先は、アメリカを別とすれば、中 国、インドネシア、フィリピン、タイ、韓国など東 アジアの国々に集中している。中国やフィリピンは、 96年、対前年比7割の増という投資ラッシュである。

こうした東アジアを中心とする直接投資の増大は、 同じく94年以降急激にすすんでいる海外調達の拡大 と明らかに連動している。東アジアからの部品・資 本財の輸入は、国内生産が停滞するなか、最近の円 安のもとでも、急速に拡大し続けている。日本の製 造業企業の大多数は、今後とも長期計画に基づき、 海外からの部品・製品調達の拡大をすすめようとし ている(通産省「海外進出企業動向調査」)という が、実際、筆者が本年3月に訪ねたアジア日系企業 は、いずれも日本の国内市場への販路拡大を予定し て生産拡大をすすめていた。

日本企業の海外進出の動機や経緯をたずねてみる と、そこでは、90年代の歴代保守政権による、さま ざまな海外進出奨励策が、予想以外に大きな役割を 演じていることがわかる。その奨励策には、①

大木 一訓

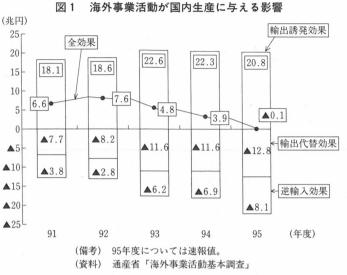
ODA、海外経済協力基金、日本輸出入銀行などによ って、さまざまな形態の直接投資(ジョイント・ベ ンチャー、合弁生産、技術提携、資本財輸出、プラ ント建設、等々)に対して資金供与すること、②国 の貿易保険や海外投資保険によって、あるいは多国 間投資保証機関によって、輸出にともなうリスクば かりでなく、海外直接投資のリスクやコンソーシア ム (国際共同投資事業) 参加にともなうリスクをも 保証すること、③JETRO (日本貿易振興会)や、経 団連が中心になって設立したJAIDO (日本国際開発 機構)や経済同友会の会員企業で組織したIAIC(日 本アセアン投資会社)のような、政府援助の民間国 際機関によって、さまざまな分野への共同の海外直 接投資を奨励・組織していくこと、がふくまれる。 まさにオンブにダッコの海外進出促進策である。保 守政権の通商政策は、80年代末いらい、重点を貿易 対策から海外投資対策に転換してきているが、いま では莫大な国家資金を日本多国籍企業に供与しつつ、 対外経済政策の運営を事実上財界にまかせていく政 策がとられている。

それにしても、とくに要請されたわけでもないの に、中小企業をもまきこんで次々と資本進出してく る日本多国籍企業を前にして、現地の人々は、なぜ 日本企業は国内でつくれるものをこんなに遠くまで やってきてつくるのか。なぜアジアの中小企業でも つくれるものを、世界の巨大企業がやってきてつく るのか、という疑問を呈している。そして、日本は いまやヨーロッパ、アメリカに次ぐ第3の帝国主義 勢力として再び登場しつつあるのではないか、とい う問題を提起するのである。

2. ビルトインされる産業空洞化メカニズム

— 9 —

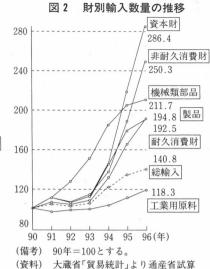




ところで、東アジアへの急速な海外進出は、すで に日本経済の中に、産業空洞化のメカニズムを構造 的に組み込む結果をまねいている。通産省は、海外 事業活動が国内の生産や雇用にあたえる影響を調査 し、すでに1995年以降、国内生産を拡大させる輸出 誘発効果よりも、それを縮小させる輸出代替および 逆輸入効果の方が大きくなっている事実を確認して いる(「海外事業活動基本調査」・図1)。多国籍化し た巨大企業の主導する海外進出が、日本経済の生産 にとっても雇用にとってもはっきりマイナスをもた らす時代を、われわれはすでに迎えているのである。

その背景にあるのは、第1に、篠原三代平氏のい う、1985年以来の海外直接投資の累積がもたらして いる「ブーメラン効果」(日本経済への悪影響)であ る。NIESやASEAN諸国に進出した日系企業は、全 面的に生産設備を稼動させるようになったばかりで なく、最近は現地収益の再投資によって自前で生産 能力を拡大するようになっている。主要製品が企業 内国際分業による部品や資本財であることもあって、 その製品販路は圧倒的に日本の国内市場である。こ うして、いまでは国内需要を上回る勢いで海外日系 企業からの輸入圧力が国内市場にのしかかり、それ だけ過重に中小企業や地域経済に打撃をあたえるこ ととなっている(図2)。

第2に、このような圧力のもとに、ほとんどの国 内工業製品の生産において、輸入部品が中間財とし



て使われるようになってきたことである。とくに加 工組み立て産業においては、輸入部品が生産に不可 欠な要素として組み込まれるようになってきた。生 産過程そのものが、東アジア規模での企業内国際分 業と国内の生産集積=地域経済の整理・解体とを前 提とするものに、変質してきたのである。

第3に、自己増殖をはじめたアジア日系企業が、 国内企業と同様に、その部品・資本財の調達を日本 の国内市場よりもNIESをはじめとするアジア市場 から行うようになってきたことである。進出先で、 部品の現地調達率引き上げが不可欠となっている、 という事情もある。こうして最近は、日系企業によ る日本からの部品・資本財調達が、ごく基幹的なも のか技術的に代替できないものに限られはじめた。 海外進出による輸出誘発=国内生産拡大効果は、ほ とんど機能しなくなってきたのである。

第4に、日本多国籍企業による生産の海外移転が 急進展し、海外の日系企業も多国籍企業としての活 動を拡大し、日本経済の停滞が続くなかで、いまで はASEANや中国に対しても日本の国内市場に対し ても、日本よりむしろNIESが、基幹部品の供給基地 となりはじめたことである。1997年版「通商白書」 も、最近の日本からの工業製品の輸出をみると、 NIESに対してもASEANに対しても減少している 品目が多くなり、伸びているのは技術的に高度な品 目に限られてきている、と指摘している。しかし、

-10 -

現状のまま推移すれば多くの「技術的に高度な品目」 についても、そう遠くない将来にNIES製品に席を 明け渡す日が来るにちがいない。

このように、野放しの対外直接投資・海外調達(そ れは生産の海外移転にはほかならない)は、すでに 日本経済を窮地に追い込みつつあるのであるが、日 本の支配層には、従来の海外進出推進政策を見直そ うとする動きは見られない。直接投資や海外調達に ついても日系企業の海外活動についても、これを国 民経済の利益にそって民主的に規制しようとする発 想はまったくない。

3.構築されたアジアの搾取・収奪機構

産業空洞化と地域経済の崩壊がすすむなかで、い ったい何が日本の巨大企業を、支配層を、こうした 急激な生産の海外移転にかりたてているのだろうか。

コスト・価格や収益率の点で、国内の産業・企業 が競争力を失ってきているからだ、という国際分業 比較優位論では、これは説明できない。生産の海外 移転は、円安やリストラ効果による国内製品の著し い競争力回復にもかかわらず、業績の良い大企業・ 産業を先頭に、一貫して推進されているものだから である。リストラ「合理化」によってコストダウン= 生産性向上を実現すれば、海外への生産移転をふせ ぐことができるかのようにいう経営者たちの宣伝は、 明らかな欺瞞である。

大企業経営者たちが東アジアに立地する理由とし てよく挙げるのは、人件費の安さ、市場の将来性、 生産労働力の豊富さ、外資優遇策の存在、といった ものである(通産省「経済構造比較調査」)。たしか にこれらは、企業の収益拡大策にとって魅力的な海 外進出の要因であろう。しかし、それだけでは、長 年にわたって構築してきた国内の生産集積のメリッ トよりも東アジア立地のメリットの方が上回るとは いえない。インフラ未整備、政策不透明、「労働力の 質の低さ」、下請け集積のなさ、繁雑な行政手続き、 など、同じ経営者たちが挙げる東アジア立地のデメ リットを考慮に入れるだけでも、際限のない海外で の生産・部品調達拡大には大きな危険がともなう。 第1、国内の生産集積の解体・崩壊が日本経済の地 盤沈下をひきおこすことは、財界も承知しているは

労働総研クォータリー№28(97年秋季号)

ずである。にもかかわらず、なぜ海外への生産移転 を拡大しつづけるのであろうか。

問題の鍵は、日本多国籍企業が進出先の東アジア 各地(特にASEAN諸国)で、国内でも欧米でも経験 したことのないような、とてつもなくうま味のある 搾取・収奪構造をつくりだしている、という点にあ ると思われる。

第1に、東アジアの日本多国籍業はその雇用労働 力を、若々しい活力のある低賃金労働力、とくに25 歳未満の未婚女子労働力に、極度にしぼりこんでい る。輸出促進地区や自由貿易地区の日系企業を訪ね てみると、現業労働者のほとんどすべてが、まだあ どけなさの残る、初々しい感受性のかたまりのよう な少女たちであることに驚かされる。労働力の女性 化は、すでに個別企業の枠をこえた産業構造の問題 となっており、統計でみても、フィリピンやインド ネシアでは、すでに製造業労働力のおよそ8割は女 性となっている。

若年女子労働者が好んで雇用されるのは、男性労 働者にくらべ「仕事が早く丁寧で、しかも安くて従 順」だからである。彼女たちは、手先の器用さ、視 力や音感などの感性の鋭さ、楽天的で献身的な働き ぶり、等、いまでは日本の労働者が失ってしまって いる資質をゆたかにもっている、という(筆者のイ ンタビューしたある日系企業マネージャの証言)。し かし、多国籍企業がもっぱらそうした若年女子労働 を雇用しつづけることができるのは、採用差別が容 認されているからであり、彼女たちを簡単に解雇で きるからである。(注)

第2に、多国籍企業は東アジアにおいても、常用 労働者を臨時的労働者または非正規労働者によって 代替する政策をとるようになり、常用労働者の地位 を著しく不安定なものとしていることである。非正 規労働者のなかには、パート、短期請負労働者、長 期研修生、最低賃金以下の学生アルバイト、派遣労 働者、訓練生、移民労働者など、多様な低賃金不安 定雇用がみられるようになっている。

フィリピンの場合、派遣労働はこれまで主として サービス部門(設備メンテ、事務所管理、包装・ビ ン詰め、市場開拓、運輸など)に広がってきたが、 今日では工場の常用労働者に取って替わる例ができ

特集・多国籍企業とアジア

ている。派遣労働に対する支払いは、通常賃金より 20%高く支払われているが、それでも使用者にとっ てはメリットがあるという。

しかし、これら無権利な底辺労働の拡大に対して 法的または行政的な規制はまったくないといってよ い状態である。

第3に、東アジアの多国籍企業職場においても、 今日では、日本国内の生産工程に対抗するような、 高密度の労働が組織されるようになってきている。 とくに輸出促進地区や自由貿易地区では、組み立て ラインの導入をてこに労働密度が急速に引き上げら れ、作業工程の分析と組織化、労働力の多能工化、 交替制労働の導入、要員削減、労働時間の延長、な どがすすんでいる。それは、雇用労働者たちに近所 付き合いの余裕をあたえないほど苛酷なものとなっ ており、アジア社会の伝統的な生活様式を破壊する 大きな要因となっている。

第4に、多国籍企業における賃金水準がきわめて 低位に抑制されつづけていることである。現地で直 接雇用する常用労働者の賃金でさえも、必要生活費 に比して、きわめて劣悪である。基幹的労働力であ る女性労働者は家計収入確保のうえでも中心的な役 割を担わなければならなくなっているが、その賃金 は、勤続年数が伸びても最低賃金に準じた水準に据 え置かれ、とうてい家計支出をまかなうに足りない 水準である。専門職の女性労働者でさえ二つか三つ の副業労働に従事せざるをえず、エンゲル係数が 50~70%にもなる生活のなかで、毎月の借金を不可 欠としている女性労働者も少なくない。

男性労働者の賃金も、まったく食べるだけの低賃 金であることに変わりない。しかも高いインフレ率 によってたえず減価している国が多い。インドネシ アのように、賃金制度の枠組みが今から40年前も前 に、男子単身労働者の肉体維持に最低限必要な水準 を基準として組み立てられたままになっていて、そ の後の生活様式の変化や女子労働者の生計に必要な 諸要素も考慮にいれていないために、まったく実態 にあわなくなり、ありとあらゆる差別賃金が横行し ているという問題もある。

だが、これらの労働者はまだ良い方である。 第5に、日本多国籍企業は、進出先でもアンブレ ラ経営、委託産業などの名で呼ばれる重層的な下請 け制度を組織して、生産や業務(輸送、包装、メン テ、警備など)の外注化を大規模にすすめるように なってきたことである。そこでの下請け制度は、国 際的な下請け化と国内的な下請け化とが結びついて いるのが特徴であって、多国籍企業に対する下請け 会社が、国内的には親会社として、県、町、地区に 重層的な下請け網を展開するものになっており、そ の生産網の末端には納屋工場的な生産や家内労働も 組織されている。こうした下請け生産が、自動車部 品、皮革製品、玩具、食品、繊維、工芸品、音楽機 器、紙・紙製品、プラスチックおよびゴム製品、金 属製品など、多くの業種をカバーするようになって きたのである。この下請け生産網は、国の政治的支 援のもとに構築・維持されてきたものであり、いま では国境を超える広がりをもつようになってきてい る。アジアではいま、日本国内とは対照的に、下請 け制度の新たな構築・活用が、多国籍企業によって すすめられているのである。

第6に、ASEAN諸国の大部分の労働力は、農業 と、家内労働をふくむ小規模企業の諸産業に就労し ているが、多国籍企業の活動と外資主導の経済成長 のもとで、それらの産業が危機におちいり、膨大な 産業予備軍をつくりだすようになったことである。 農業では、世界銀行によって導入された「緑の革命」 のもとで、生産のますます多くがアスパラガスやカ リフラワーなどの輸出用作物にふりむけられたため、 国民生活にとって基礎的な食料の生産が危機におち いるようになった。生活の窮迫のもと、農業改革と 農民の土地に対する権利実現がますます遠のくなか で、農村を捨てて都市や海外へ流出する人々が大量 に生まれている。また、従業員規模10人以下といっ た中小企業産業では、原材料の確保難、下請け制度 による収奪、市場独占、などの構造的および国際的 な困難によって、たえず破綻の危機にさらされるよ うになった。そこでは家族を、無給かそれに近い給 与で働かせていることも珍しくない。こうして、ヤ ミ経済や家内労働が新たな広がりをみせ、短時間就 業の半失業者が増大し、あるいは、中高年女子を中 心とする通常の半額以下という極端な低賃金労働者 が増大するようになった。いわば底無しの低賃金構

造が形成されるようになったのである。これは多国 籍企業にとってはきわめて快適な住環境である。

第7に、他方では、数が少ないとはいえ、途上国 における高度の職業能力をもつ技術労働者やホワイ トカラー労働者たちは、そのすぐれた資質(英語や 情報化技術を身につけている労働者が多く、事務処 理能力の高さ、会議内容のまとめ等にみる状況把握 の的確さ、対外折衝の巧みさ、創造的な起案能力や 開発能力など)によって、多国籍企業経営者たちを 満足させるようになっている。とくに管理部門や事 務部門で働くアジアの大卒青年労働者を日本の大卒 青年労働者と比較するとき、彼らは(日本で何をや ってきたかは不問にして)アジアの青年に軍配をあ げることが多くなっている。しかもこれらの青年た ちは「安上がり」なのである。

最後に、進出先の「開発独裁政権」による、多国 籍企業に対する各種の優遇政策がある。

優遇策の第1は、労働運動の抑圧である。東アジ アの国々では、外資導入のための規制緩和や経済特 別区の設置・拡大と、同地域における争議行為や組 合活動の規制とが一体のものとなっている。インド ネシアでは軍が労働問題に日常的に介入し、ストラ イキなどの場合だけでなく、人員採用のような企業 経営にも介入している。そこでは、軍によって管理 される労働組合だけを唯一の組合として認め、自主 的な組合結成をいっさい認めない。これは極端とし ても、ほとんどのアジア諸国が、労働者の自主的な 労働組合結成・選択権や労働組合の権利を制限する 政策をとっている。

優遇策の第2は、経済開放が多国籍企業で働らく 労働者にたいする保護政策なしにすすめられている ことである。ILO条約は批准されず、されても労働行 政は法的強制力をほとんどもたない。また、多国籍 企業の利益を代弁する世界銀行やIMFが、借款供与 の条件として賃上げ抑制を要求し、これをアジア諸 国政府が受け入れているという事情もある。

そして、第3に、税制、関税、土地・施設供与、 等々の点での周知の恩典があり、すでに見た日本政 府からの海外進出助成がある。

日本多国籍企業が東アジアで、国内の4倍以上に のぼる高収益をあげているというのは、けっして為

労働総研クォータリー№28(97年秋季号)

替レートのためばかりではない。となれば、甘い蜜 の誘惑に勝てる蜜蜂など存在しないであろう。

4. 破綻しはじめたアジア進出の基盤

しかし、それでは東アジアにおける日本多国籍企 業の高収益体制は、いつまでも拡大しつづけること ができるであろうか。そうではない。すでにそれは、 3つの方面から破綻しつつある。

1つは、アジア経済における日本を中心とする雁 行的発展が過去のものとなり、それとともに日本の 対外直接投資に対するアジアの人々の評価も非常に きびしくなっている、という事実である。

日本の対外投資が増大しているとはいえ、今日 NIESのASEAN、中国に対する直接投資は、すでに 日本、米国のそれを大きく上回る規模に達している。 また、すでに見たように、NIESはアジアにおける部 品・資本財の供給基地としての地位も高めている。 そしてNIES多国籍企業も日本企業と同様に(ある いはそれ以上に)、すでに見たASEANにおける搾 取・収奪機構を活用するようになっている。さらに、 中国やマレーシアなど諸国も、急速にその工業生産 力や技術水準を高めている。

これに対して経済停滞や金融不安に苦しむ日本は、 アジアの人々に経済破綻の典型とみなされるように なり、アジア経済の牽引力をすっかり失うようにな っている。日本をぬきに、NIES、ASEAN、中国の 各国・各地域間の分業が発展し、東アジア地域の自 主的経済発展がすすむ傾向がつよまっているのであ り、日本の対外直接投資は東アジアにとって不可欠 なものではなくなっているのである。

それどころか今日では、日本の多国籍企業が何十 年たってもまともな技術移転をしようとせず、日本 の直接投資は自国工業(とくに中小企業)の育成に は役立たない、という不満と日本企業への幻滅が噴 出するようになっている。また、東アジア諸国では、 アメリカがIMF・世銀・WTOなどの国際機関を動員 し、あるいは直接二国間交渉で、倣慢な市場開放要 求や国内政策への介入をすすめることに対する批判 が強いが、それだけにアメリカに屈従する日本への 批判と軽蔑も高まっている。そのうえ、日本の戦争 責任に対する無反省や、「盾から槍に変わってた」と

特集・多国籍企業とアジアー

評される日米防衛協力とガイドライン見直しの推進 が、日本の覇権主義にたいする警戒心をひろく東ア ジアのなかに呼び起こしているのである。こうした アジアの人々の怒りと不信と軽蔑の中で、日本多国 籍企業の投資環境は急激に変わりつつある。

第2は、東アジア諸国が採用してきた外資依存戦 略の破綻が、アジア通貨危機をつうじて、いよいよ 劇的なかたちで表面化しはじめたことである。

在来産業や地域社会と切り離された、経済特区で の多国籍企業の活動は、もともと民族産業・企業を 育成するものではなかった。しかし、経済規模の小 さなアジア諸国での、ケタはずれに大規模な多国籍 企業の活動は、確実に伝統産業の衰退と環境問題の 深刻化をひきおこし、国民の間の所得格差を極度に 拡大し、一握りの富裕層と大多数の国民の失業と貧 困を生み出してきた。その結果、最近のアジア経済 は、内需不振、インフレと人件費の高騰にともなう 価格競争力の低下、輸出の伸びの鈍化、不動産投機、 労働争議の多発、などに悩まされるようになってき た。また、NIESでは、低廉な土地、労働力、資源、 市場をもとめての、発展途上国への大規模な資本移 動がすすむなかで、工場閉鎖や生産移転による失業 が大きな社会問題になってきた。アジア版「悪魔の サイクル」が現実のものとなりはじめたのである。 今回の通貨投機は、こうした状況のもとで、東アジ ア経済の成長鈍化とバブル崩壊を予測した外国資本 が、アジアからの資本逃避をはかるようになった表 れである。しかし、国民経済としても、多国籍企業 戦略としても、東アジア経済への依存を決定的につ よめてきた日本資本主義は、現状からするとこの東 アジア経済「混乱」による打撃を真っ向から受ける ほかない。アジア日系企業の採算条件は悪化し、日 本からの輸出は減少し、アジア諸国の債務危機が日 本の金融危機に直結する可能性が増大するであろう。

すでに昨年3月バンコクでひらかれたアジア・ヨ ーロッパ会議や、最近のASEAN会議にもみられた ように、今後アジア諸国は、外資依存戦略の修正を はかりながら、より自立的な経済発展の戦略を模索 していくようになろうが、日本多国籍企業の従来の 経営戦略では、東アジア諸国のこの新しい動向に対 応することが困難であろう。

第3に、すでに見てきたように、直接投資の拡大 とアジアにおける日系企業の拡大再生産は、それを 保障する国内市場の販路拡大、本社企業による技術 的金融的支援体制、国によるリスク・カバーの奨励 策があってはじめて、円滑に進行する。しかし、産 業空洞化と地域経済の崩壊が進行し、消費税をはじ めとする国民の負担増政策が強行され、金融不安と 財政危機がさらに深まるなかで、直接投資を続行す るこうした日本経済の力に陰りがみられるようにな ったことである。また、中小企業の経営危機と生活 問題が全国各地で広がり、業者たちの保守政治に対 する批判が高まるなかで、自治体をまきこむ地域経 済振興や産業空洞化対策への取り組みが発展してい きており、それが生産の海外移転にも一定の自粛作 用を及ぼしはじめている、という事情もある。とく に、この点で、労働運動、業者運動、女性運動、革 新政党をふくむ広範な共同戦線が形成されつつある ことは、支配層にとっても見過ごすことのできない 動向であろう。

ともあれ、日本多国籍企業のアジア進出も、その 蜜月時代は終わりを告げたと見てよい。

5. 労働運動の若干の課題

本年5月に千葉大学でひらかれた社会政策学会第 94回大会の共通論題は、「アジアの労働と生活」であ った。それは、日本の労働問題を規定する社会的枠 組が東アジア的規模にまで拡張されたことを示す、 シンボリスティックな出来事であった。しかし、そ こでの研究発表の主流は、多国籍企業による途上国 経済の包摂(いわゆる世界経済招致)を唯一可能な 東アジア経済発展の途とみなして、もっぱら「現実 的な」論議を展開するものであった。最近の東アジ アの状況は、すでにこの大前提を覆している。むし ろアジアの国々は、あらためて国民主権を国際連携 のもとに再構築し強化して、多国籍企業に対抗し多 国籍企業を規制しつつ、それと対等に共同していく 道を模索しはじめたように見える。とはいえ、この 道が現実的なものとなりうるかどうかは、アジアに おける労働運動の強化にかかっている。多国籍企業 に雇用され受注し働く人々の社会的権利と発言権が 保障されるかどうかにかかっている。

日本多国籍企業のアジア進出にかかわって、労働 運動が今日なすべきことは数多くあるにちがいない。 しかし、そのなかでも筆者は、今日すぐにできるこ とで重要な課題を3つ提起しておきたい。

1つは、日本的労務管理とのたたかいの経験やた たかいのノウハウを、アジアの労働組合やNGOの活 動家たちに伝えていくことである。というのも、い まアジアでは、日経連や連合が活発に日本的労務管 理や日本的労使関係のノウハウ普及に努め、それが 労働運動の抑制やコントロールに効果を発揮してい るからである。たとえば、80年代にアキノ政権下で 労働運動のかってない高揚をかちとったフィリピン の労働運動が、近年その戦闘性を失ってきた主要な 原因は、日経連講師を日本から招いてのシンボジュ ウムを開催し、労務管理のコンサルタント会社を導 入し、日本に学んで労使協議制や労使懇談会、労働 関係支援センター、三者構成の産業安定会議、三者 構成の賃金・生産性地域委員会などの産業平和のた めの機関を創設活用し、さらには、積極的にノン・ ユニオンの労使関係づくりに努力した結果だといわ れている。そのフィリピンの場合にも、日本の戦闘 的労働運動による日本的労務管理とのたたかいにつ いては、まったくと言ってよいほど知られていない。

2つには、東アジア日系企業で働く労働者たちの 労働・生活条件についての国際比較調査を行い、多 国籍企業に対する労働者の国際的な共同行動を発展 させる条件をつくりだしていくことである。実際、 労働総研の英文ジャーナル(No.16、1996年10月)に 発表された小森良夫氏の論文「International Human Rights Standards and Japanese Enterprises in ASEAN Countries」は、筆者が今春訪問 したインドネシア、フィリピン、マレーシア、韓国 でも強い関心を呼び、国際的な共同調査の必要性を お互いに確認することができた。「東アジア経済圏」 といってよい緊密な経済関係が発展しつつあるなか で、アジアにおける労働者の人権や社会的な諸権利 の保障を、国際的にも確立していくことがいよいよ 重要になっているからである。この課題への取り組 みは、すでに労働総研によってはじめられているが、 労働運動全体の課題としてもぜひ成功させる必要が ある。

労働総研クォータリーNo.28(97年秋季号)

いま1つは、労働運動のレベルで、アジアの人々 に対して戦争責任をとっていく具体的な行動を提起 し、その点での草の根の国際交流を系統的に発展さ せていくことである。丸山恵也氏は近著『東アジア 経済圏と日本企業』(新日本出版社)のなかで、「日 本企業がアジアの共生の途をさぐる第一歩は、まず 過去の歴史を正しく認識し、アジアの人々に責任を 果たすことである」として、企業レベルでも責任を 明らかにしていく必要を提起されているが、アジア で心からの国際連帯を築きあげていこうとする労働 運動の場合にも、そうした問題意識にもとづく活動 が非常に重要である。それは、戦争の犠牲者に対す るなんらかの支援活動であってもよいし、アジアの 人々から戦争体験を直接聞く活動に、日本の青年た ちを繰り返し組織していく活動でもよい。あるいは、 東アジアに進出している日本多国籍企業に、企業レ ベルでの反省と責任を明らかにさせる活動でもよい。 ともかく、労働運動がまず率先して、アジアの人々 と心を開いた会話をしていくことが、多国籍企業に 対する共同の闘いに取り組んでいくうえでも、大前 提となるのではなかろうか。

アジアの労働運動は、いま新たな高揚期を迎えて いるように思われる。韓国はもちろん、タイやフィ リピンでも、インドやパキスタンでも、そしてイン ドネシアでも、労働法制の民主化、最低賃金の引き 上げ、リストラ「合理化」による解雇反対、付加価 値税や石油価格の引き上げ反対、等の要求でたたか いを前進させるようになっている(全労連「世界の 労働者のたたかい1996」参照)。筆者が3月末に面談 した韓国・民主労総のユンモ国際部長は、さきに展 開された労働関係法改定をめぐる大ストライキ闘争 の際、世界中から連帯の電報やカンパ等がよせられ たが、なかでもアジアの労働者・労働組合からは驚 くほど多くの激励・支援が寄せられ、韓国のたたか う労働者たちは非常に励まされた、と語っている。 そこには、アジアにおける最近の労働運動高揚への 動きが集中的に表現されていた、と見てよいであろ う。日本多国籍企業に対する民主的規制のたたかい を前進させるためにも、日本の自主的民主的なたた かう労働運動はこのアジアにおける労働運動高揚の 有機的な一構成部分とならなければなるまい。

特集・多国籍企業とアジアー

(注) たとえばインドネシアでは、2年も勤続しないうちに妊娠した、子どもの看病のために遅刻したり休んだりする。歳をとり過ぎている、病気がちだ、居眠りをする、おしゃべりをする、超勤時間にキャンディを食べた、など、さまざまな「理由」で、女性労働者は簡単に解雇される、と言う。

参考文献:

- Rosalinda Pineda Ofreneo and Rene E. Ofeneo, Trends that Disturb:Globalization and Filipino Women Workers, The World Bulletin, May-Aug, 1995
- Indonesian Women Workers:Problems and Issues, Working Group of Indonesian NGO's on the Women Workers Right, 1995
- R.E.Ofrenco, Decline of Labour Militance in the Philippines, Philippine Journal of Labor & Industrial Relations, 1993
- World Bulletin Special Issue on Economic Regiaonalism, Institute of International Legal Studies,1996

- Silk and Steel:Asian Women Workers Confront Challenges of Industrial Restructuring,Committee for Asian Women,Hong Kong 1995
- C.I. Torres, External Labour Flexibility, Phillippine Journal of Labour & Industrial Relations, 1&2, 1993.
- S.Tokunaga, Japan's Foreign Investment and Asian Economis Interdependence, Univ. of Tokyo Press, 1992.
- D.R.Harris編『インドネシア労働レポート』日本評論社、 1996
- ・「アジア6ヶ国の女子労働者の生活調査」アジア女子労働者 交流センター、1991
- ・藤井光男編著『東アジアの国際分業と女性労働』ミネルヴァ 書房、1997
- ・平川均「東アジア工業化ダイナミズムの論理」、法政大学比較 経済研究所『東アジア工業ダイナミズム』所収、1997(社会 政策学会94回大会での基調報告となった論文)

(常任理事・日本福祉大学教授)

次号No.29(1998年冬季号)の主な内容(予定)	
金融ビックバンと国民生活	野田 正穂
〔特集〕ヨーロッパ労働運動の力量と弱点	
・欧州連合(EU)の政治・経済統合と労働運動	一ノ瀬秀文
・ヨーロッパ(フランス)トラック労働者の闘争	藤好 重泰
・ 失業反対 5 万人大集会と闘いの前進	宮前 忠夫
 ヨーロッパの医療・福祉改革と労働者の闘い 	日野 秀逸
〔国際・国内動向〕	
・メシキコ労働運動の台頭	
・日本女性と雇用の不安定化――『ルモンド』より	
・広島における産業空洞化と労働運動	
(その他、書評、新刊紹介など。題はそれぞれ仮題。)	
発行予定日 1997年12月15日	

労働総研クォータリー№28(97年秋季号)

アジアの産業「高度化」と日本 ——ME=情報産業を中心にして——

藤田 実

はじめに

アジアの経済成長はめざましいが、それは輸出を テコにしたという意味で輸出指向型工業化と一般的 に指摘されている。しかし他面では、アジアの成長 は日本からの生産手段や中間原材料の輸入依存と、 また輸出先としてのアメリカ市場依存という依存関 係に基づく成長であることも事実である。この意味 では、従属的発展と規定してもいい。

しかし1990年代に入ると、アジア地域の産業には、 一部ではあるが「単なる加工・組立」あるいは「国 際下請け」という地位から脱出をめざす動きも本格 化しつつある。1つは、アジア域内での相互調達の 進展であり、もう1つは台湾におけるコンピュータ 産業の急成長や韓国における半導体産業の一貫製造 に示されているようなME (マイクロエレクトロニ クス)=情報産業の一定の「高度化」がそれである。

アジア地域における産業の「高度化」は、日本企 業の海外展開による産業空洞化の議論と相まって、 日本の産業構造の転換が必要であるという議論に容 易に結びつく。そうであるならば、まずアジア地域 における産業「高度化」の実態と日本との連関分析 が必要となろう。本稿の課題は、まさにこの点にあ る。ただし、本稿でのアジア産業の分析は、コンピ ユータ産業や半導体産業などのME=情報産業を中 心としたものに限定されている。その理由は1つは ME=情報産業は今や21世紀の基軸産業として位置 づけられている産業であるからであり、もう1つは ほかならぬアジア地域はこの産業の一大集積地とな っているからである。アジアの産業「高度化」を問 題にする場合、ME=情報産業のアジア集積の問題 を抜きには語れないのではないかと思われるからで ある。

アジアにおけるME=情報産業の生産集 積

環太平洋時代とも形容されるようなアジア地域の 経済発展は、周知のように1970年代のアメリカ多国 籍企業と日本独占資本のアジア展開に始まるが、そ れを促迫したのがME革命である¹⁾。ME革命は、R& D (研究開発) への多大な投資とそれと裏腹な製造コ ストの低減、価格の急速な低下を特徴とし、それゆ え市場シェアの早期の確保が至上命題となる。だか ら製造過程においては、労賃コストの低減、徴細加 工労働力の確保が問題となるのである。そのため労 働集約的なICの後工程、コンピュータや民生用電子 機器の組立工程を中心に、低賃金・微細加工労働力 の確保が可能なアジア地域へ生産拠点の移行が進展 していった。こうしてアジア地域においてME=情 報産業の生産集積が進んでいったのだが、まずその 実態を見てみよう。

アジア地域のME産業は、コンピュータ、通信機 械、民生用電子機器、電子部品のいずれにおいても、 急速な生産集積の展開を示している。例えば、1995 年の構成比で見ると、コンピュータ生産は20.9%、 民生用電子機器は33.0%、電子部品は25.2%に達し ており、アジア地域のME産業は通信機械を除けば ヨーロッパ水準を凌駕、また民生用電子機器と電子 部品ではアメリカをも凌駕するまでに至っているほ か、部分的には「電子立国」日本にも迫らんとする ほどの地位にある(第1表)。しかも日本が1991年比 で、いずれも構成比を低下させているのに対し、ア

-17 -

		1990年	構成比	8.7%	0.3%	1.0%	0.3%
		199	金額	5,534	222	646	187
		93/90	増加率	78.0%	79.9%	534.3%	67.0%
		1995年	構成比	20.9%	6.9%	2.2%	1.6%
	コンピュータ	199	金額	45,505	14,933	4,744	3,502
		3年	構成比	19.0%	6.7%	1.4%	1.4%
		1993年	金額	35,079	12,346	2,607	2,648
生産集積)年	構成比	11.7%	4.1%	0.2%	0.9%
アジアにおけるME生産集積		1990年	金額	19,705	6,864	411	1,586
アジアに				アジア(日本除外)	シンガポール	レーシア	$\overline{}$
第1表				アジア(1	シンガ	4 7	A

93/90	增加率	13.4%	28.4%	50.6%	135.3%	4.3%	2.4%	19.3%	-11.2%	24.2%	6.5%		93/90	増加率	37.5%	47.6%	68.6%	60.5%	37.9%	
1995年	構成比	9.6%	0.5%	1.6%	0.7%	2.8%	1.8%	24.5%	37.4%	28.5%	100.0%		5年	構成比	25.2%	4.0%	4.6%	1.4%	8.8%	
199	金額	6,571	308	1,103	508	1,905	1,211	16,707	25,525	19,411	68,214		1995年	金額	52,003	8,341	9,430	2,965	18,248	
1993年	構成比	9.2%	0.4%	1.4%	0.6%	2.7%	2.0%	25.6%	36.8%	28.3%	100.0%	電子部品	3年	構成比	21.4%	3.6%	3.5%	1.0%	7.5%	
199	金額	6,277	285	973	440	1,831	1,342	17,396	24,969	19,230	67,872		1993年	金額	41,679	7,052	6,839	1,981	14,530	
0年	構成比	8.7%	0.3%	1.0%	0.3%	2.8%	2.1%	22.9%	44.1%	24.3%	100.0%		0年	構成比	18.7%	2.9%	2.5%	0.8%	6.5%	
1990年	金額	5,534	222	646	187	1,756	1,311	14,579	28,123	15,488	63,724		1990年	金額	30,319	4,777	4,056	1,234	10,539	

102.4%

5.8%29.2% 19.8% 30.0%

12,674

63,551

31.8%

43,100 65, 132

21.0%28.1% 100.0%

989 184,701

51,

28.9% 100.0%

48,616

R

-

×

68,458

11112

10.4%-17.2% 9.6%

100.0%

_

217,288

民生用電子機器

1993年 -

6.9%

32.4%

2.7%

5,813

2.3%5.4%

4,212

1.9%2.9% 31.6% 27.9%

イ国湾

夕韓台

10,01458,757 38,876

3, 181 4, 944 53, 207 46, 930

¥ シノクロー

ш m A <□

注:1.1990年と1993年の金額は、当時の為替レートによるドルベースの実額、1995年の金額は1993年の平均為替レートによる予測金額

2.アジア地域は、表掲諸国の他に香港、インド、インドネシア、フィリピンの合計

ヨーロッパは、デンマーク、フィンランド、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス、ペルギーの合計

3.合計は、アジア、日本、ヨーロッパ、アメリカの合計であり、世界全体の合計ではない。 出所:Yearbook of World Electronics Data 1995 (ELESEVIER ADBANCED TECHNOLOGY)

ド・ソフトウェアは『JECCコンピュータノート』1996年版。 イン

https://rodosoken.com/

24.5%-11.5%25.3% 20.1%

21.5%

3.2% 38.7% 15.2%20.8% 100.0%

6,544 79,88031,446 42,895 224 206.

3.1% 37.5% 14.5%

6,012 73,027 28,228 51,850

3.1%

4,948 58,641 31,85441.376 162,190

1,01425,848

150.7%

9.0%2.9% 10.9%1.5%37.6%

6,1642,0067,467

4,882

2.7% 1.0%8.8% 2.5%

1,4386,689 1,30430,739

2,177 1,947 738 6,305 1,824

イ国湾

夕韓台

2,291

3.3% 6.9%2.0%9.4% 1.8%43.2% 17.4%8.8% 100.0%

94.9% 6.1%28.5% -4.1%

構成比

額

奎

構成比

額

金

構成比

額

金

1990年

93/90 增加率

1995年

24.0%8.4%

33.0% 3.3%

22,716

30.6%

21,765 2,360

24.4%3.0%

17,552

アジア(日本除外)

シンガポール

A

1

7 7

19.6%36.2%

> 22.2% -3.5%

19.3%

13,305

10.1%

6,931

6,292 71.147

9.1%

6,518

わ

(-×

100.0%

72,016

12,351

22.0%

32,069 15,877

* ~ ロー

ш m A <□

44.5%

25. 100.

%0 %9 26. 100.

194,784

%0 5%

-1.2%

100.0%

68,800

475.9%

835 350

550

375

240

145

ソフトウェア生産

インド(100万ドル)

94/90

1994年

1993年

1992年

1991年

1990年

58.7%

58.1%

60.0%

60.0%

58.3%

55.2%

輸出/輸入

内輸

特

(単位:百万ドル)

通信機械

集・多国籍企業とアジア

- 18 -----

労働総研クォータリーNo.28(97年秋季号)

ジア地域では台湾・シンガポールを中心に、生産額 を大きく伸ばしており、世界のME=情報機器の生 産基地化を示すものとなっている。

さらにアジア地域の中では、コンピュータではシ ンガポール・台湾が、民生用電子機器では韓国・マ レーシアが、電子部品では韓国・マレーシアの構成 比が高く、各国で比較優位的な産業構造を形成して いる。

さらに生産集積はハードの分野に限らず、ソフト の分野においても進展している。インドにおけるソ フトウェアの生産集積の推移を見ると、ソフトの生 産と輸出が近年増大して、1990年代にはいると急速 に輸出産業化している。1994年では、インドで作ら れるソフトウェアの58%が輸出されており、しかも その輸出額は90年以後非常な勢いで増加している。 輸出の内訳では、58%がTIやIBMなどのアメリカ向 けのオフショア生産であり、製品は通信ネットワー クを通じて送信されると言う。ソフト開発労働は精 神的労働であるから、固定資本的設備を必要とせず、 しかもソフトウェア製品は、オン-オフというデジ タル信号としての性格を有しているので、通信ネッ トワークを利用すれば、製造には場所的制限があま りない。したがってソフト製造に関しては、科学技 術労働の集積が条件となるが、それさえ満たせば需 要国である先進国に立地する必要はない。仕様が固 定的なシステムならば、科学技術の集積が進み、賃 金コストでは先進国の約10分の1ですむようなイン ドで生産する方が、アメリカや日本で生産するより コスト面では圧倒的に有利となる。こうしてインド は日米の情報多国籍企業のソフト開発のアウトソー シング戦略を支える、ソフト開発拠点になろうとし ている。

2. アジアにおける国際分業構造の成立 ——日本・アジア・アメリカの連携

このように、アジア地域はME=情報機器の生産 基地として、大きな位置を占めるに至っているが、 それは基本的には日本を起点とし、アメリカを終点 とする構造の中に位置づけられる。すなわち、日本 からの基幹部品の輸出-アジアでの加工・組立-ア メリカへの輸出という流れである。こうした流れは、 1990年代においても、さらに大規模になるものの基本的傾向として変化はない²⁾。

しかし90年代の特徴として指摘できるのは、一つ はアジア域内貿易が急速に拡大していることであり、 もう一つは、アジアでの加工・組立の内容が「高度 化」しつつあることである。

まず域内貿易の拡大を、日本の製造業現地法人の 調達割合の変化という点から見ると、次のようにな る。すなわち、域内調達比率合計では顕著な変化は みられないが、アジア第三国からの調達割合が輸送 機械を除いて、大きく増加していること³⁾。(第2 表)。通産省調査によれば、最近の円安によっても、 現地調達計画の見直しを検討する企業は少なく、引 き続いて現地調達比率の拡大を目指すとしている。 またアジア第三国からの調達に関しても、「コスト、 品質が優れていれば拡大」という方向にある⁴⁾。つま り、アジアに進出している日系企業はコスト削減の ために、幅広くアジア域内から調達する最適地調 達=グローバルな調達体制をとろうとしているので ある。

		域内調達計			日本から	その他地域
			現地調達	アジア第三国	の輸入	からの輸入
製造業	90年 05年	55%	48%	7%	39%	6%
	95年	54%	38%	16%	38%	8%
一般機械	90年 95年	43% 56%	42% 43%	1% 13%	55% 43%	2% 1%
電気機械	90年 95年	55% 59%	44% 33%	11% 26%	41% 39%	4% 2%
輸送機械	90年 95年	48% 49%	48% 48%	0% 1%	49% 49%	3% 2%

第2表 アジアにおける日系企業の域内調達の増加(割合)

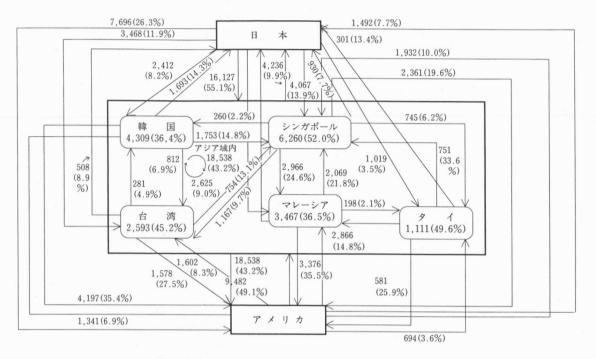
出所:通産省『海外事業活動基本調査』

さらに域内貿易の進展をコンピュータ部品と半導 体・陰極管を例にみてみよう(第1図)。アジアは現 在コンピュータの一大生産・組み立て基地となって いるが、コンピュータ部品では、アジア域内からア メリカへの輸出が37.7%と最も大きく、次いでアジ ア域内が28.4%となり、アジア地域の比重が高いこ とがわかる。とくにマレーシアからアメリカへの輸 出は34.3%であるのに対し、周辺のシンガポールや タイなどのアジア域内への輸出は46.8%とアメリカ への輸出を上回っている。同様に、タイの場合も、 アメリカへの輸出が29.2%であるのに対し、シンガ

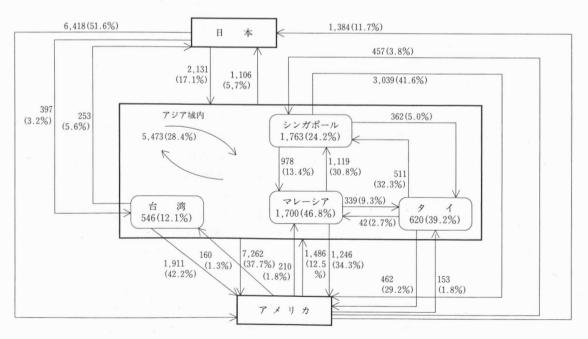
特集・多国籍企業とアジア

第1図アジアにおけるME機器貿易(1994年)

半導体・陰極管



コンピュータ部品



注:単位は百万ドル、輸出額で算定、() 内は国別の輸出再構成比、アジア各国内の数字および%はアジア域内取引の数字 出所:U.N.COMMODITY TRADE STATISTICS 1996,台湾は中華民国財政部関税総局統計室『中華民国進口貿易統計月報』

— 20 —

ポールへは32.3%、アジア域内へは39.2%と域内比 率の方が高い。これに対して、シンガポールは域内 輸出比率は24.2%に対し、アメリカへの輸出比率は 41.6%と域内よりもはるかに高い比率を示している。 このことから、コンピュータ部品では、マレーシア、 タイで製造し、シンガポールを通じて、製品化し、 あるいは部品としてアメリカに輸出する、という構 造になっていることがわかる。

半導体においても、アジア地域から日本やアメリ カへの輸出比率は、それぞれ9.9%、28.2%であるの に対し、アジア域内輸出は43.2%に上っている。90 年代に入り急速に輸出競争力を付けた韓国の場合は、 アメリカへの輸出比率とアジア域内への輸出比率が、 それぞれ35.4%と、36.4%とほぼ等しい割合になっ ている。ここから半導体・陰極管においては、日本 やアメリカから輸入するだけでなく、アジア域内で 相互調達し、半導体製品そのものとして、あるいは コンピュータや民生用電子機器に組み込んでアメリ カに輸出するという構造が形成されていることがわ かる。

このような輸出先構成からも、アジア地域では日本からの「半導体・陰極管」などの基幹部品の輸入-アジア各地で基幹部品、その他部品の生産-アジア 各地での組み立て-アメリカへの輸出という形で、 一定の水平分業構造が形成されていることが了解で きるであろう。アジア地域は今や日本からの基幹部 品の輸入-単純加工・組立という位置づけから、域 内での部品生産-組立という一定の相互連関を持つ 生産体制に変わりつつある。

しかし他方では、アジア地域のME=情報産業に は産業構造上の大きな脆弱性があるのも事実である。 すなわち一般機械・精密機械工業の高度な発展水準 を前提とする半導体製造装置工業の自立化、R&D集 積-半導体集積回路ICの製造-コンピュータおよ び関連産業(ハード・ソフト開発・製造)の成立= 産業のME化-ME=情報産業の自立化というよう な一連のMEを軸とした産業連関構造を想定するな らば、アジア地域のME=情報産業は、源流における 一般・精密機械工業の欠如=輸入依存の上に、IC製 造・コンピュータハード部品製造・コンピュータハ ード周辺機器製造のそれぞれにおいてモノカルチャ

労働総研クォータリーNo.28(97年秋季号)

一的生産体制(単一製品生産体制)が聳立するという構造となっている。したがってアジア地域の ME=情報産業は一国内では物材補塡が完結せず、 日本およびアジア圏域からの補塡を必要条件としている。これがアジア地域での工程間分業を必然化する根拠となっている。

3. アジアの産業「高度化」と日本

以上のような、アジア地域のME=情報産業の生 産集積と域内調達の進展を各国が比較優位に基づき、 同じ製品のある工程に特化し、部品や製品を相互に 輸出し合う工程間分業を軸とした国際分業の形成で あるとする見方がある。

こうした国際分業の形成という観点からは、日本 からアジアへの生産移転は「空洞化」ではなく、「棲 み分け」であるという議論がでてくる。すなわち、 高付加価値=日本、低付加価値=アジアという「棲 み分け」が成立するというものである。

しかしこの種の議論は、アジアは日本よりも膨大 な数の低賃金労働力を背景に付加価値の低い部分を 担うのが「比較優位」であるという考えが前提にあ るが、当然アジア諸国においても高付加価値部分に シフトしたほうが「比較優位」であるから、いつま でも低付加価値に甘んじていることはできない。ア ジアにおいても労働集約的産業から資本・技術集約 的産業への転換を志向するのは、当然であろう。し たがって日本を物材補塡の起点とし、アジアでの製 造、アメリカへの輸出を終点とするという現在の構 造は安定的なものではありえない。アジア地域の ME=情報産業はアメリカを終点とするハード生産 に特化しているという意味では、"ミニジャパン"的 性格を有し、しかもそれぞれがモノカルチャー的生 産体制であり、一国内では完結しないがゆえに相互 調達的な的な分業構造を形成せざるを得ないという 特質をもっている。それゆえアジア地域では構造的 に相互補填=補完関係を必要とするが、それは必ず しも日本からの技術・部品・製造装置の輸出-アジ アでの加工・組立-アメリカその他への輸出という 補完関係の絶対性を意味しない。なによりも、アジ ア地域における産業「高度化」と域内調達網の拡大 は、問題をはらみながらも、韓国での半導体生産+

-21 -

特集・多国籍企業とアジア・

アジア各地での部品生産+台湾のコンピュータ製造 というように、アジア域内での一貫生産を展望でき る段階に達しつつあるからである。高付加価値=日 本、低付加価値=アジアとい日本独占資本の身勝手 な願望は、アジア自身によって否定されようとして いるのである。

おわりに

アジアの産業「高度化」は、日本企業とアジアと のかかわりについて根本的な反省を迫っている。す なわち、今までのアジアの経済構造の中では日本企 業抜きの世界を考えられないがゆえに、日本の独占 資本はアジアを単にコンピュータハード部品や電子 部品の低賃金利用の加工基地と位置づけることです んだ。しかしアジアのME=情報産業が単なる加工・ 組立から半導体やコンピュータなどのME=情報機 器の一貫生産、微細加工を要する機構部品の製造に 「発展」しつつある現在、コスト計算のみで渡り歩 き、技術移転や現地化に不熱心な(例えば、現地採 用社員を幹部に登用する方策をもっている企業は数 少ない)日本企業の活動基盤は狭まりつつあるよう に思われる。

(注)

- アメリカの直接投資の展開による東アジアNIESの成立= 生産のアジア化に関しては、五木武利「アジアの『世界の 工場』化とNISE」(『経済』1988年11月号)を参照。
- 2)この点については、とりあえず涌井秀行『情報革命と生産 アジア化』中央経済社、1997年を参照。
- 3)輸送機械では、アジア第三国からの調達割合がほとんど増加していないが、これは輸送機械における部品点数の多さ(約2万点)からきているものと思われる。数多い部品点数をアジア各地から調達することは、当然ながら輸送コストなどコストの増大をもたらすからである。
- 4)『97年版通商白書』66~78ページ参照。

(会員・桜美林大学助教授)

読者のひろば

27号「行革」特集の4論文は、それぞれに読みご たえのあるものだったが、国民世論の喚起という点 で重要なのは、「市民」的よそおいをまとった行革・ 規制緩和論(およびその担い手)への批判であると 思う。二宮氏が触れている地方分権も、浜川氏が触 れている官僚制批判も、ともに「市民」的よそおい がなければ、今日ほどの隆盛をみなかったはずであ る。今をときめく「自己決定=自己責任」論は、「市民」 的よそおいの政治家のみならず、一部の市民運動家 をも巻き込んでしまっている。この潮流を打破する ことが、真の行政改革の前提ではないだろうか。 (S.K./東京都・会社員)

労働総研クォータリーNo.28(97年秋季号)

日本多国籍企業とアジアの女性労働者

川口 和子

はじめに

労基法の女子保護規定(深夜労働の禁止、時間外・ 休日労働の制限)の廃止をふくむ「男女雇用機会均 等法等整備法案」の国会審議を前にした今年4月、 アジア女子労働者交流センター(所長・塩沢美代子 氏)から衆議院、参議院の各労働委員会委員あてに、 女子保護規定廃止はしないでほしいとの要望書¹¹が 送られた。

その趣旨は、「日本企業のアジア進出が相次いでい る今日、そこで働く現地女性労働者は労働法の適用 を除外され、無制限の長時間労働や深夜業を課せら れている。日本国内での女子保護規定の撤廃は、こ うした"アジア版女工哀史"の現状の正当化、促進 することになる」というものであった。これは昨年 来盛り上がった全労連を中心とする女性労働者たち の女子保護規定廃止反対の闘いに、新たな国際連帯 の視野を加え、運動を励ました。

同時にまた、近年のアジア諸国におけるめざまし い経済発展と、大企業のアジアへの生産移転をはじ め日本経済の構造変動との密接、多様な相互関係が、 女性労働にリアルに体現されていることを改めて示 し、今後の日本の労働組合運動にも示唆を与えるの であったと言えよう。

本稿では、こうした視点からアジアの女性労働の 現状を、この数年の筆者の見聞を中心に述べたい。

1.「女性主導型」経済開発と、女性労働者の 析出

アジアは広く、それぞれの国が長年に渡る欧米お よび日本の植民地支配による爪痕をふくめた歴史と ともに、独自の文化、宗教を持つ。イスラムの教義 から今も男女が一緒に働くことに否定的なパキスタ ンをはじめ、インド、バングラデイシュなど、東南 アジアとは異なる歴史、風土をもつ南アジアの国々 もある。一方、韓国、台湾、香港など、輸出志向型 工業化によって80年代に驚異的な経済発展を遂げ、 今やアジア市場では日本、欧米をしのぐ勢いの資本 輸出地域となった東アジア新興工業経済群

(NIES)、またタイ、インドネシア、フイリピン、 マレーシアなど、80年代後半以降それまでの輸入代 替型工業化から輸出志向型工業化に転換し、NIES に急迫しつつある東南アジア諸国連合(ASEAN)、 そして社会主義のもとで大胆な経済体制改革を試行 する中国、ベトナム等々、その経済開発の戦略と形 態、発展のテンポも一様ではない。

日本企業の対アジア戦略も、これらの軌跡と係わって80年代以降はNIESからASEANへ、さらに最近 は中国へとシエアを拡大しつつ移行し、国際分業の ネットワークを形成してきた。

アジアの女性労働者の状況もこれらの多様な要因、 とりわけそれぞれの国の経済発展の段階と形態に規 定された違いが見られる。しかしアジアの工業化は 「輸出主導型であると同時に女性主導型」²⁾と言わ れるように、経済開発の過程で激増した女性労働者 が、各国の工業化、資本蓄積のバックボーンの役割 を果たしてきたことは共通している。

①労働集約的工業化の支柱としての女性労働

アジアの経済開発を先導したのは、豊富な安い労 働力に支えられた労働集約的工業化であった。例え ば韓国は、1960年代半ば以降輸出志向型工業化戦略 により積極的な輸出促進策をすすめたが、とくに伸

特集・多国籍企業とアジアー

表1 韓国の製造業品輸出に関する諸指標(1970年)

			j.		輸出額 (1000ドル)		相対賃金 w(W _i /W)
1	衣			類	232,530	0.35	0.67
2	雑	雷子	빚	品	119,499	0.35	0.80
3	挽柞	オ・合	板·爹	家具	96,596	0.32	0.74
4	紡	彩	責	糸	50,904	0.18	0.76
5	織			物	46,772	0.31	0.76
6	電	気	機	械	44,637	0.19	1.03
7	食	品	加	T	44,634	0.20	1.09
8	ゴ	4	製	品	18,016	0.28	0.75
9	金	属	製	品	12,781	0.33	0.91
10	鉄	鋼	製	品	9,901	0.16	1.36
11	輸	送	機	械	9,645	0.15	1.41
12	機			械	7,923	0.33	0.94
13	その	の他们	化学	設品	7,578	0.13	1.29
14	非	鉄翁	広産	品	6,651	0.23	1.22
15	化	学	肥	料	6,333	0.05	1.15
16	非	鉄	金	属	5,627	0.12	1.13
Å	È	IJ 1	告	業	737,182	0.20	1.00

資料: Economic Planning Board, Korea Statistical Yearbook, Seoul.

出所:渡辺利夫『アジア経済をどう捉えるか』、 日本放送協会、1989年

びが大きかったのは衣類や雑貨、合板などの木製品 であった。これらの労働集約的業種は、製造業の平 均賃金を下回る典型的な低賃金部門(表1)でもあ り、その担い手は圧倒的に女性労働者であった。そ して日本をはじめ先進国ではこれらの業種が高度成 長過程で相対的に優位性を失いつつあったことから、 先進国市場の懐に深く入りこんでいった。

またタイは、70年代以降、農水産物の加工、アグ ロインダストリーの育成、輸出による外貨獲得を工 業化の基盤とする戦略をすすめてきたが、世界最大 の輸出量を誇るツナ缶詰やブロイラーなど、そのア グリビジネスの支柱もまた、器用で安価な大量の女 性労働者の手作業であった。「手から先の労働輸出」 を担うその賃金は、南タイのツナ缶詰工場の場合、

1日94バーツ(470円—93年時点)⁴、日本の主婦パ ートの賃金の10分の1以下である。そして日本では ファミリーレストランや「ほかほか弁当」などの外 食産業や冷凍食品の発展によって、手間のかかる料 理が追放されていった一方で、タイは「日本の台所」 とまで言われているこの分野での高い市場占有率を つくり出した。

②農村から都市へ、家族労働から工場労働へ

それぞれの国の工業化の過程に対応し、こうした 大量の女性労働者を供給にした源泉は農村である。 かつてアジアの多くの国々は、久しく過剰人口を抱 え、貧しさを共有しあう農村共同体のもとで農業を 営んできた。インドネシアで今も見られるが、稲に 宿る精霊を傷つけないためという素朴な信仰に由来 する「アニアニ」という小さなナイフで、稲を細か く刈り取っていく、その収穫労働の主力は家父長制 的大家族の女性達であった。

しかしおしよせる工業化の波は、女性達をこうし た家族労働から工場労働へ引き出した。それは、高 い人口増加圧力に対抗する農業経営の効率化、米栽 培の品種改良による化学肥料や耕作機械の購入など で、これまで以上に現金収入を必要とするに到った、 農村の事情とも相まって促進された。その過程は同 時に、牧歌的な生活様式の、また相互扶助的な農村 共同体の解体であり、自作農から小作農へ、さらに 小作権も失いこれまでの農閑期の出稼ぎだけでは暮 らせなくなった農業労働者への階層分化とともに、 農村に巨大な低賃金労働力の予備軍をつくりだした。

こうして大家族の貧しい生活を支えるために僅か な収入でも稼ごうとする大量の女性たちが、農村か ら都市へと流動した。

なお一方、農村人口の都市流入にとって急速にふ くれあがった都市人口の増加率は、雇用増加率を上 回った。住宅、学校、保健衛生設備などの生活関連 施設の供給を工業化戦略は後回しにしてきたことも あって、アジア首都圏にはスラム地域と、そこに滞 留する新たな貧困層が形づくられてきた。そして、 これらの新たな「都市過剰人口」を供給源に、イン フォーマル部門と称する露店商、行商、日雇労働者 などとともに、輸出向け、国内向け両用の衣服、食 品製造などの零細企業、下請け家内工業がスラム地 域を中心に後半に輩出した。

そして工業化戦略のもとで女性労働力を大量に吸 引したのは、外国資本導入の基地としてつくられた 輸出加工区をはじめとする外資系、合弁企業と、こ うした零細企業、家内労働であった。また観光産業 の発達に伴い、娯楽施設やナイトクラブ、バーなど の性風俗サービス業に働く女性も増加した。さらに 80年代末頃からアジア諸国間の不均等な経済発展に よる格差が拡大したのに伴い、南アジアやASEAN 諸国から日本およびNIES地域への労働力輸出が増 加した。とくに家事使用人やサービス産業等での海 外出稼ぎの多くも女性であった。

2. 輸出加工区、多国籍企業のもとでの女性 労働の実態

アジアの外資導入による輸出志向型経済発展の基 地として、大きな役割を果たしてきたのが自由貿易 地域、輸出加工区である。1960年代後半から世界銀 行や国際通貨基金(IMF)等の後押しで、即ち先進 諸国の多国籍企業化とアジアをその「世界工場」の 拠点とする国際独占資本の戦略によって、輸出加工 区はNIESからASEANへ、さらに中国、ベトナム、 南アジアへ広がってきた。それは、最長20年間の法 人税の猶予、借地料の軽減、インフラ設備など手厚 い受入れ体制を整えて、外国の資本投下、生産拠点 を誘致する特別地域であり、それぞれの国内企業は 外国企業との共同出資企業以外は操業できない。

輸出加工区へ進出した外資系企業は、電機、電子 部品、金属、繊維、食品など製造業が中心であるが、 技術開発などの高度な知識集約的工程は本国に、あ るいは欧米の進出拠点に置き、組立作業などの労働 集約的な工程をアジアに配置している。そして、手 先の器用な、しかもきつい労働に耐え得る若年、未 婚の安い労働力、資本制大工場が常に渇望する女性 労働者のこうした層を、現地で独占的に確保してい るのがこの輸出加工区である。

若い女性たちの労働実態は、きびしい管理のもと での部分的、反復的な単調労働で、しかも労働密度 が高く、輸出加工区設置の目的の1つとされている 先進国からの技術移転や、熟練の形成とは無縁の"使 い捨て"の労働である。それは資本主義の国際分業 のなかに組み込まれたアジアの女性労働の特徴を、 もっとも集約的にあらわすものと言えよう。

①労働法はタテマエ、労災死亡が続発—タイの輸出 加工区

例えばタイ北部ランプーン県にある輸出加工区は、 広々とした水田を背景にクリーンな近代的工場が立 ち並んでおり、電機、電子部品、衣服、食料品など

労働総研クォータリー№28(97年秋季号)

の日系企業31社をふくむ外資系62社が操業、1万 7000人の現地労働者が働いているが、その70%が若 い女性労働者である。とくにエレクトロニクス部門 では女性が90%を占めており、高密度の細かなくり 返しの作業は若いうちしか耐えられないため、勤続 年数は短く女性労働者の殆どが20~25才である⁴⁾。

賃金は、この地域の最低賃金の1日118バーツ(約 480円)が「標準」とされ、女性にはこれ以下の者も ある。従ってこれで1か月働いても政府指標の貧困 線の5000バーツにも達しないため、進んで残業や休 日出勤をやって稼ぐことになり、実労働時間は1日 10~20時間、休日は月2回という実態である。

労働法の規定では、鉱工業は週48時間、休日は週 1日、女性の深夜労働は原則として禁止されている が、交代制労働や「必要と認められる業務」は適用 を除外される。時間外、休日労働も当局の許可も条 件に規制がゆるく、賃金の割増率は高い(時間外は 50%、休日は100%)が、むしろそれが低賃金の現状 から長時間労働を促進する役割を果たしている。労 働安全、衛生や、労災補償につていも法や省令で一 定の規定はあるが、安全基準はゆるく、政府統計で も労働災害は増加の一途をたどっている。労働法違 反件数は事業所の過半数にのぼり、その多くが安全 衛生関係である⁵。

最近「デンジャー・ゾーン」 6)として注目を集め た、この輸出加工区で発生した有毒化学物質による 中毒とみられる労働者21人の相次ぐ死亡事故(その うち16人は電機、電子関係の日系企業)、マユリーさ んというエレクトロ・セラミック社(日本の北陸セ ラミック社とタイ資本の合併会社)で働いてきた女 性労働者の労災認定訴訟は、こうした輸出加工区の 過酷な労働実態が生み出したものにほかならない。 また93年にバンコクにある玩具製造業、ケイダー・ インダストリアル社(香港、台湾、タイの合併企業。 従業員の殆どが女性労働者)で工場火災による大参 事があったが、作業場には警報機、消火器、非常口 すらなかった。そのため女性労働者は唯一の出入口 に殺到し、押しつぶされ、窒息し、188人が焼死、379 人が負傷した。労働者の人権、命までも脅かされて いる現状を示す端的な事例である")。

このように、工業化に伴って労働基準の法定化や

特 集・多国籍企業とアジア-

監督、罰則など、法制度は先進国なみに整えられて いるが実際はタテマエにすぎず、とくに安全基準と 最低賃金の規制が、法の規制自体もふくめてきわめ て弾力的であることがタイに限らずアジア諸国に共 通する特徴であり、とりわけ輸出加工区では外国資 本進出の大きなメリットとなっている。

②過酷な労働者管理―インドネシアの外資系企業

ASEANおよび南アジア地域には、90年代以降、日本や欧米資本とともに韓国、台湾、香港などNIES地 域からの企業進出がふえている。これらの東アジア 系企業では、とりわけ非人間的、暴力的管理がしば しば現地労働者の摩擦をおこし、ストライキに発展 する例も少なくない。

例えばインドネシアの輸出加工区では、輸出の期 限が迫ると強制的に残業をさせ、30分の食事時間と 数分の休憩を除き、24時間連続して働かせる。仕事 でミスをすると殴る。ある韓国系企業では炎天下に 両手を頭の後ろで組ませて片足で立たせた。台湾系 の縫製工場では仕事中におしゃべりをした労働者の 口にガムテープを貼ったり、居眠りをした女性の眉 を剃った。等々、かつての日本の『職工事情』が描 き出した原生的労働関係を想起される状況が、アジ アの女性労働者達の交流集会で報告されている⁸⁾。

東アジア系企業に比べると、日系企業はいくらか 「まし」だか、別な意味で管理がきびしいというの が現地労働者の声である。即ち毎朝始業前に「~し よう」とスローガンを唱和させたり、定期的にミー ティングを行い、欠勤したり仕事でミスをすると、 このミーティングの場で全員を前に理由を言わせる など、日本的小集団管理や目標管理によって、精神 的、真理的に労働者を締めつけている。また「ムダ、 ムラ、ムリを無くそう」とのスローガンを掲げ、日 本的人事管理の導入に積極的な国内企業(スラバヤ のカイジンドー社。日本にチリメンジャコを輸出し ている)も見られた⁹。

しかし日系企業でも労働法を無視して繁忙的には 1日12時間の2交代勤務もザラ(繊維工場)、残業手 当も残業時間に関係なく1回200ルピア(約10円)し か支払わない(NECとの合併下請企業)ケースもあ る。古くなった機械を国内から持ち込むので騒音が ひどく、耳栓を要求しても聞き入れてくれない(繊 維工場)との告発も聞かれた10)。

またインドネシアでは、月に2日の生理休暇が法 的に保障されているが、実際は殆ど取れない。取れ る工場でも生理休暇を申請すると上司(女性)によ る身体検査があり、生理用ナプキンまで調べられる ことから、怒った女性労働者達が、マニキュアで赤 く塗った白布を掲げて抗議デモを行ったこともあ る¹¹⁾。

③非人間的抑圧―スリランカの自由貿易地域

輸出加工区には、遠方の農村出身の女性のための 寮を設けているところもあるが、労働者の集団化、 組織化を警戒し、また人件費抑制のために、近くの 民家に下宿させているケースが多い。輸出加工区の 近代的でクリーンな工場に比べ、その労働者の住居 の貧しさが、各国共通してきわだっている。

スリランカの自由貿易地域カトナケヤでは、女性 労働者は地元の民家の牛小屋や納屋を改造した部屋 を借りているが、50~60人が2つのトイレと1つの 井戸を共同で使用している。そのため朝は長い列が でき戦場のようである。また排水施設が整わず、住 まいの周囲には汚水が澱み、ハエや蚊が多く衛生状 態も悪い。その上、工場では、労働者が病気になっ てもバナドールやアスピリンを与えるだけで医者の 診察も受けられない。仕事中に具合が悪くなり帰宅 途中に死亡した女性労働者もあった¹³⁾。

なお、スリランカの自由貿易地域(カトナケヤと ビヤガマ)には7万6000人の現地労働者が外資系企 業に働いているが、その90%が未婚の女性である。 トバ・スポーツ用品会社の以下の労働契約は、 NIES、ASEANに比べ後発の南アジアでの、いっそ う過酷な女性労働者にたいする人件侵害と抑圧を物 語っている¹²。

- ・労働者は25才以下であること。25才をこえて 働く場合は会社の特別許可が必要。
- ・2年間は出産を禁止する。
- 1年間は見習い期間。仕事ができなければ解雇 できる。
- ・見習い期間終了後、2年間働くこと。
- ・工場の都合に合わせて、昼夜2交代勤務、予告なしでも夜勤をすること。
- いかなる理由でも無断欠勤は辞職とみなす。

- ・熟練工と認められない場合は残業手当ては支払 われない。
- ・職場での恋愛は禁止。発覚した場合は一方が辞
 職をすること。
- ・辞職する場合は1か月前に会社に通知するか、 1か月分の賃金を支払うこと。罰金として60ル ピア支払うこと。

インフォーマル・セクターの女性労働の 実態

アジアの経済開発は一方で、大都市圏のスラム地 域に密集する衣料、食品、機械部品などの零細な下 請、家内工場を増加させたことは前に述べたが、と くに繊維産業の縫製部門はこれら下請、家内労働が 圧倒的に多く、タイでは、こられの衣服製造業が、 輸出金額ではトップを占める外貨の稼ぎがしらであ る。

そして労働統計が把握しきれない、労働法とも無 縁のこの"シャドーワーク"の担い手も女性労働者 であり、輸出加工区とは対照的に中高年女性や、農 村の家族に子どもを託して働きに出てきた既婚女性 が少なくない。

バンコク市内にもそうした1区画があり、2階建 ての長屋4~50軒がせまい路地に軒を並べ、小さい ところは2~3人、多くても10人足らずの女性たち が狭い作業場で布地にうずまるようにしてミシンに 向かい、Tシャツ、ズボンなどを縫っている。

下請業者の多くは地方出身者で、義務教育を終え て繊維工場に勤め、そこで技能を習得しミシンを購 入して独立するケースが多く、女性の業者も多い¹⁴。 労働者は雇い主の親戚や同郷人などの縁者が大部分 であり、雇い主と共に作業場の2階が住まいである。 故郷の家族に預けてきた子どもの写真を壁に貼って 働いている女性や、夫婦だけで幼児をそばで遊ばせ ながら働く姿も見られた。

住み込みなので労働時間は朝8時から夜12時まで が普通、賃金は出来高払いである。例えばTシャツ は1枚につき業者は25バーツ程度で請負い、労働者 に6~9バーツを支払う。元請け企業はこれを100バ ーツ程度で売り、また大量に輸出している。

元請け企業にとってこの下請け、家内工業は、景

労働総研クォータリー№28(97年秋季号)

気変動にあわせて発注量の調整や、下請単価の切下 げが容易であり、自社の機械整備や労働者の雇用を 節減できるなどメリットが大きい。国内企業だけで なく政府の輸出志向型工業化戦略にとっても、国際 競争力の有力な支柱として、こうした底無しの長時 間労働、低賃金がむしろ意図的に放置され、インフ ォーマル・セクターは増加し続け、重層的低賃金構 造をつくりだしている。

またインフォーマル・セクターの増加は同時に、 大、中規模企業の縫製部門の外部化、下請化に連動 している。フィリピンのマニラ周辺で最近増加して いる労働者のストライキは、こうした下請化による 工場の統合、閉鎖、直雇労働者の解雇によるものが 多い。

4. 南アジア、ASEAN諸国からの出稼ぎ労働

外貨を稼ぎ出しているもう1つの女性労働の形態 として軽視できないのが、海外への出稼ぎである。

貧困と失業率の高い南アジアやASEAN諸国は、 経済開発に貢献するものとして労働力輸出を積極的 に奨励する政策をとり、一方、日本および東アジア 地域は、賃金の高騰からこれらの低廉な外地労働力 の導入をすすめている。こうしたアジア圏内の労働 力移動が女性労働にとっても今日的問題の一つとな っている。

出稼ぎ労働者の80%は25才から44才、既婚者で子 どもや被扶養者を母国に残して働きに出る女性も少 なくない。送金して家計を助け、また稼いで家電製 品や衣類、宝石などを持って帰るというのが、彼ら の描く魅力的なイメージであり、失業者だけでなく、 より高い賃金、本人や家族の生活工場を求めて国を 出る¹⁵⁾。

しかし出稼ぎ先での雇用は、建設業など「三K」 労働や「不法就労」であったり、とくに女性の場合 は製造業よりもむしろレストラン、小売店などサー ビス業が多く、ダンサーやキャバレーなど性風俗産 業に流れるケースも少なくない。

香港では、他国からの出稼ぎ労働者の85%が家事 使用人、その殆どは女性である。雇い主の90%が子 どものいる家庭であり、子どもの世話と家事が仕事 で、英語を通用することからフィリピン人の需要が

-27 -

特集・多国籍企業とアジアー

多く、個別にはフィリピンが90%を占める¹⁶⁾。家事使 用人は、雇い主と同居するためその言いなりになり がちで、労働時間は長く、プライバシーは失われ、 約3分の1は個室もなく、子ども部屋や台所で眠る。

家事使用人に外国人女性労働者の需要が高いのは 香港、シンガポールなどの特徴であり、これらの地 域の生活風習とともに、高度な専門職に就くキャリ ア女性をはじめ女性の社会進出がすすんだことが関 連している。即ち女性の経済的自立と厳しい労働を 支える補完として、その一方に劣悪な賃金、労働条 件で働く出稼ぎ女性労働をつくり出すという構図が、 同じアジアの中で出現していることも注目される¹⁷。

また、アジア諸国からの出稼ぎ女性にたいする人 身売買、売春の強要などもあり、日本でも暴行と強 姦を受けたタイ女性の殺人事件(94年、桑名)も発 生している。

東アジア (NIES) 地域の失業と不安定雇 用化

アジア諸国間の経済発展の格差は、後発地域から のこうした深刻さを内包する労働力移動をつくり出 す一方で、その受入れ国であり、今や世界経済のセ ンターとなった東アジア (NIES) 地域の女性労働者 にも、国内企業の多国籍企業化、海外移転等による リストラ、失業の増加、不安定雇用化など新たな問 題が90年代に入り顕著になりつつある。

香港では、中国本土や東南アジア、南アジア諸国 への企業移転が進んだころから、真先にその影響を 被ったのは女性であった。工場閉鎖などによって製 造業の女性雇用者は、81年の52万人から95年には17 万人に激減した¹⁸⁾。

工業部門からはじき出された女性たちの求職先は、 これまでの熟練、半熟練技能を生かせるところは殆 ど無く、サービス業や商業部門であるが、それも① 年齢、②性別、③学歴という障壁を越えられる女性 は少なくない。辛うじて再就職できた女性も、多く はパート、臨時、下請けなど非正規雇用が多く、そ の賃金、労働条件は劣悪である(表2)。

韓国でも同様で、とくに女性の比率が高い縫製、 電子部門で女性労働者の減少が目立っている。(表 3、4)。就職情報の不足、技能習得機会の不足、社

表2 非正規雇用労働者の労働条件(香港)

а.	労働時間			人数	%
	週18時間以	E.		65	75
	週18時間以	下		21	25
	合 計			86	100
b.	仕事の種類			人数	%
	ファースト	フード/レスト	ラン	21	25
	事務所のセ	ッテング		18	20.5
	家事労働/	子守		16	19
	販 売			13	15
	工 場			18	20.5
	合 計			86	100
с.	平均賃金				
		1ヵ月あたり	1日あたり	1時	間あたり
正規	見雇用	US \$800	US\$23	U	S\$3.0
18-	ートタイム	US\$320	US\$16	U	S\$2.5

資料「香港、女性労働者の権利のための連合」による調査、 1997年4月

表3 縫製産業における生産労働者数の推移(韓国)

					1987-92
	総工場数	生産労働者 総数 (人)	男子生産 労働者数 (人)	女子生産 労働者数 (人)	女子の 割合 (%)
1987	5111	238973	50760	188213	79
1989	6497	225286	50689	174597	78
1990	6561	197355	45839	151516	77
1991	6507	167076	39063	128013	77
1992	6573	162913	38389	124524	76
%増減	+28.6	-31.8	-24.4	-33.8	
'87-'92					

出所: Economic Planning Board, Survey of Mining and Manufacturing Industries, yearly reports.

表4 電子産業における生産労働者数の推移(韓国)

					1987-92
	総工場数	生産労働者 総数 (人)	男子生産 労働者数 (人)	女子生産 労働者数 (人)	女子の 割合 (%)
1987	4067	354088	132998	221090	62
1989	5544	327827	128403	199424	61
1990	5993	317985	125868	192117	60
1991	5955	274869	116609	158260	58
1992	6079	257963	114970	142993	55
%増減 '87-'92	+49.5	-27.1	-13.6	-35.3	

出所: Economic Planning Board, Survey of Mining and Manufacturing Industries, yearly reports. 会保障制度の貧しさに加えて、96年12月に国会で抜 き打ち的に採択された労働関係法の改定で、「緊迫し た経営上の必要がある場合」には解雇の正当性が認 められたことから、女性の失業、不安定雇用化は今 後さらに促進されると、女性労働者達は危機感を募 らせている¹⁹⁾。

おわりに

以上のようにアジアの女性労働者の現状は、アジ ア諸国のめざましい経済開発が、それぞれの国民、 労働者の生活向上に結びつく自主的な経済発展とは 言い難いものであることを物語っている。それは60 年代の高度成長、経済大国の過程で、職業病や母性 破壊、主婦のパート化等を伴につつ激増してきた日 本の女性労働者の姿を思い起こさせる。

しかしアジア諸国の場合は、旧植民地の長らく歪 められてきた経済構造に加えて、独裁的政治体制、 今なお広範な農村の家父長制、そして外資系企業に よる支配という「三重の支配」²⁰⁾と抑圧から、女性労 働者の状況はいっそう過酷である。しかしそれゆえ に彼女達が「女工哀史」的な労働と生活に甘んじて いるというイメージを描くことは間違い²¹⁾である。

前述したようにアジア諸国の労働法は、労働基準 については先進国に劣らない水準を整えているが、 労働三権をはじめ集団的労使関係については制限が 厳しいことが共通した特徴である。実際にも政府公 認の「御用組合」以外の労働組合の組織化と運動は 厳しく制限され、ストライキには警官や軍隊が出動 し、労働者が殺されるケースも珍しくない²²⁾。それに もかかわらず、女性をふくめて労働者の抵抗とスト ライキはあとを絶たず、昨年末、労働関係法改定に たいする韓国の史上最大規模のゼネストに象徴され るように、それはますます激しさを増して広がって いるのが現状である。そしてそれは、80年代の労働 戦線再編によって、例えばスイライキ件数も急速に 低下した日本の状況とは対照的である。

日本の女性労働者、労働組合が、今、内外独占資 本の国際化戦略に立ち向かい、急速に階級的成長を 遂げつつあるアジアの女性労働者、労働者階級と、 どう連帯を強めるか、この課題は、長い「停滞のア

労働総研クォータリーNo.28(97年秋季号)

ジア」から脱して今や世界経済の活性化の拠点と目 されるに至った「新生アジア」のあり方に係わる、 大きな、重い課題である。

(注)

- アジア女子労働者交流センター機関紙「アジアの仲間」第 67号(97年4月)
- 2) 久場嬉子「世界経済における女性」森田桐郎編著『世界経済論』(96年、ミネルヴァ書房)283ページ。
- 3)末広昭『タイ、開発と民主主義』岩波新書、93年。157ページ。
- 4) 拙稿「日本企業進出下のタイ、女性労働事情」『労働運動』 95年12月号。
- 5)吉田美喜夫「タイの労働関係と労働法の特徴」『季刊労働法』 95年冬号。
- 6)タイの英字新聞「The Nation」、「The Sunday Post」94 年2月27日。
- 7)アジア女子労働者交流センター「アジアの仲間」第45号(93 年6月)。
- 8)アジア女子労働者交流センター「アジアの仲間」第48号(93 年12月)。
- 9)96年8月、インドネシアでの聞き取り調査による。
- 10) 同上
- 11) 同上
- 12) アジア女子労働者交流センター「アジアの仲間」第55号 (95 年2月)
- 13) 同上
- Justice and Peace Commission of Thailand 『Informal Sector』 (94年)
- 15) アジア女子労働者交流センター「アジアの仲間」第57号 (95 年7月)
- 16)アジア女子労働者交流センター「アジアの仲間」第60号(95 年12月)
- 17)同上 藤井光男「東南アジア地域の国際分業と労働力の女性化」 藤井光男編著『東アジアの国際分業と女子労働』ミネルヴ ァ書房、97年。56ページ。
- 18) 香港「女性労働者の権利のための連合」の調査 (97年4 月)。
- 19) 97年5月、アジア女子労働者交流センターのシンポジュウム資料。
- 20) CAW(アジア女子労働者委員会)による規定。広木道子 「アジアの女性労働者-その組織と課題」『労働総研クォ ータリー』92年秋季号。
- 21) 大木一訓『産業空洞化にどう立ち向かうか』新日本出版 社、96年12月。94ページ。
- 22) アジア女子労働者交流センター「学習パンフ」第6号(90 年11月)。

(理事・中央大学講師)

https://rodosoken.com/



転機を迎えたカナダの労働運動

小林 由知

カナダは世界2番目の広大な国土を持ち、天然資源に恵まれた高度に発達した資本主義国だが、米国の強い影響下にある。人口3,000万人のうち就業人口は1,350万人で、400万人が労組に組織されている。 失業者は150万前後と高水準にある。最大のナショナ ルセンターは240万人を結集するカナダ労働会議 (CLC)で、独立労組もある。ケベック州にはフラ ンス系25万人の全労働組合会議(CSN)(英語表記 CNTU)がある。

北米自由貿易協定(NAFTA)の下で、財界や連 邦・州政府は市場原理の導入と規制撤廃、「行政改革」 と予算削減、労働法制・社会保障制度の改悪を進め ている。一方、労働運動は自由貿易協定反対・監視 闘争の中で力量を強め、国民各層との共同闘争を発 展させている。これらは21世紀を展望した変革のエ ネルギーを蓄積しているように見える。

財界主導の自由貿易協定

カナダと米国の間には1854年の互恵通商協定以来、 数多くの貿易協定が模索されたが、カナダ国民はこ の種の協定を国家主権の侵害とみて反対、全面的、 包括的協定は結びえなかった。1911年自由貿易協定 では、米側批准に対し、カナダ国民が推進者の自由 党政権を総選挙で敗北させ、その発効を阻んだ経過 がある。

今回の加米貿易協定(FAT)は、国家問題経済協 議会(BCNI)が推進した。この団体はカナダ財界の 大企業150社の社長からなり、多くが米国資本だ。ケ ベック独立を求めるケベック財界も同協定を支持し た。財界の狙いはカナダ経済と米国市場との規制な き完全な一体化にある。85年、親米右派のマルルー ニ進歩保守党政権がレーガン米政権にFAT交渉開 始を確認、89年1月1日に発効させた。90年にブッ シュ米大統領が米州経済構想を発表したことから、 FATはメキシコを加えたNAFTAとして94年1月 1日に発効した。

労働者・国民への挑戦

今回の協定は、市場原理の導入、規制の撤廃、サ ービスの自由化を行うもので、カナダ独特の社会制 度や労働者の基本権と根本的に対立する。独特の社 会制度とは、広大な国土の未開発地域に対する連邦 政府の財政援助と所得再配分による社会保障で地 域・所得格差の解消をはかり、カナダ全体の統合性 を確保するものだ。労働基本権とは、①労資の合同 労働安全衛生委員会への労働者の参加権②教育・訓 練プログラムに関する同委員会の協議義務と、これ にもとづく労災防止に関する教育・訓練を受ける労 働者の知る権利③労災のおそれがある作業を拒否す る労働者の権利、である。この労災被害の可能性を 抱える作業の拒否権行使は、リーン生産現場での労 働者の反復性過労障害を自ら防止する労働者の有力 な闘争の武器となっている。

NAFTAについて、カナダ自動車労組(CAW) は、「資本を提供するアメリカ、天然資源を供給する カナダ、労働力を提供するメキシコという、大陸規 模の分業はカナダの生活様式に対する脅威と見なさ れる」「カナダの社会的基準、法律と慣行(医療保 障、銃規制など)がカナダを下回るアメリカ基準に 右へならえ式に引き下げられる懸念がある。協定適 用分野の平準化は事実上、底辺を目標とする競争と なる」とした。

1996年11月ニューヨークで開かれた米国公衆衛生 協会(APHA)のNAFTAに関するパネルデッスカ ッションでウォーカーCAW代表は、1852年8月25 日付「ニューヨークデイリートリビューン」紙掲載 のマルクスの論評「チャーチスト」を引用、自由貿 易について、「自由な競争が生活のあらゆる局面で至 高の法則となり…国内の公益を死に至らしめる」と 紹介した。

多岐にわたった運動のインパクト

1985年以来の貿易協定反対運動の高まりは、 CWAの誕生がきっかけとなった。カナダでは戦前 から、米国の労組がカナダ人労働者をカナダセクシ ョンとして組織した例が多い。このことから、CLC と米労働総同盟産業別組合会議 (AFL-CIO) の二重 加盟労組も見られる。近年、賃金交渉、スト権、幹 部の任命でカナダ側の完全な権利の要求、すなわち カナダ化要求が強まった。先頭を切ったのは全米自 動車労組(UAW)カナダセクションで、85年にカナ ダ自動車労組 (CAW) が生まれた。CAWはいまや 航空宇宙、輸送(鉄道を含む)、機器の各分野にも進 出、18万人の組合員を擁している。CAWの影響力は 他の労組のカナダ化を促しただけでなく、CLC内で のCAWの威信を高め、FAT、NAFTA反対闘争で指 導的役割を果たすようになった。92年9月、多国籍 企業である自動車メーカー (GMとスズキの合弁会 社) に対し北米初の賃上げを求め、5週間ストを闘 うなどの力を発揮、日本が持ち込んだリーン生産シ ステムに抵抗を強めた。

自由貿易反対闘争はCLCやのケベック州のCSN の傘下労組が主力になっただけでなく、農業、学生、 失業・貧困者、女性、環境、人権、知識人、教会な どの諸団体や草の根の結集を促した。この大規模な 国民的運動は「アクション・カナダ・ネットワーク」 が調整に当たり、今日では「社会正義運動」と呼ば れるようになった。

この運動の中で、NAFTA反対に党利党略を優先 させた新民主党(社会民主主義政党)に対して、労 組は厳しい態度をとる。つまり、88年11月の連邦選 挙はFATの賛否を問う国民投票でもあり、自由党や 新民主党が進歩保守党政権のFAT推進を利敵行為 と非難していた。ところが選挙終盤で、新民主党が 政権党に同調し、自由党攻撃に転じた。投票の結果、

労働総研クォータリーNo.28(97年秋季号)

FAT反対派が52%に達したが、進歩保守党が辛勝した。新民主党が結果的にFATの発効を許した。この 経過から、89年3月、選挙総括でCAWなどCLCの有 力労組がFAT反対継続の国民的課題を重視し、連邦 段階での新民主党に対する事実上の不支持を決めた。

93年10月の連邦選挙もNAFTAをめぐる国民投票 だった。反対派は勝利しただけでなく、政権党の進 歩保守党を前回の169議席からわずか2議席に激減 させ、第2次大戦後の連邦二大政党制を崩壊させた。 同時に新民主党も労組の支持を失い、44議席から9 議席に転落した。ところが政権についた自由党政府 は国民の要求を裏切り、NAFTAを発効させた。こ の自由党政権についても、97年6月の連邦総選挙で、 労組と国民は痛撃を与えた。301議席中、自由党は154 議席しかえられず、かろうしで過半を確保しただけ だった。世紀末に向け政局の不安定性が深まった。

公共セクターの労組の戦闘的役割

「社会正義運動」の発展を支えたのは公共セクター 労働者のストライキ闘争である。カナダで結社の自 由が憲法で明記されたのは1982年憲法が最初だった が、近年、連邦・州政府の勝手なスト禁止、労働組 合権抑制の立法が目立つ。95年12月末現在、ILO条約 176本のうち、批准済みは結社の自由・団結権保護条 約(87号)など28本だけであり、団結権・団体交渉 権条約(98号)、農村の結社の自由権条約(141号)、 労働関係・公共サービス条約(151号)など148本が 批准されていない。この条件下で、CLC傘下の公務 員労組は社会保障・医療保障予算、教育・研究予算、 保育を含む公共サービス予算の削減に反対し、その 水準の引き上げと労働条件の改善を含めた権利闘争 を展開している。

この闘争に先鞭をつけたのはケベック州での権利 闘争だ。86年11月に全国労働組合会議(CSN)とケ ベック看護労働組合連合(FQPUN)の看護労働者が 24時間ストを行った直後に、州政府と連邦政府が「医 療・社会サービス分野の基本的サービスの維持に関 する法律」(厳しい制裁を含むスト禁止法)を導入し た。労組は直ちにケベック控訴裁判所とILO結社の 自由委員会に提訴、以後同法の撤回闘争に入った。 労組は、88年に次いで89年6~9月にも波状ストを

- 31 -

国際・国内動向

決行、ケベック中央教員労組(CEQ)、医療専門労働 者協会(CPS)もこれに参加した。ILOは91年11月に 政府に対し関係労組の権利回復を勧告、労組は4年 ぶりに勝利にこぎ着けた。

CIC傘下のカナダ公務員連合 (PSAC) は91年に同 労組としては初めてのストを行い、連邦議会の緊急 立法による禁止令で弾圧された。93年には穀物取扱 労組がストを決行し、職場復帰法 (スト禁止法) で 弾圧された。

労働条件の改善要求だけでなく、社会的問題の改 善策、予算編成の対案、制度要求を掲げる公務員労 組の闘争は戦闘的民主主義的ユニオニズムと呼ばれ るようになった。

新しい方向への模索

自由党政府は、前政権から引き継いだ財政赤字問 題に対し、公務員の削減と給与の凍結、社会保障制 度の全面見直しを決めた。同時に、97年までに財政 赤字をGNPの3%にまで縮小し、増税、補助金削 減・廃止・民営化(カナダ国鉄、カナダ石油、航空 貨物など)を実施すると公表した。これらはNAFTA で加重された対米従属の下で、授業料など公共料金 の値上げを含む緊縮・耐乏政策による国民への重大 な挑戦となった。労組は国民とともに構造的悪政と 闘う以外に選択肢はないとの結論を出した。

この関連で労組は政権党や財界にすり寄る新民主 党との関係にメスを入れた。94年夏、CAWは労働運 動と新民主党の関係で歴史的見直しを決定した。つ まり、60年代後半から70年代前半の数年間に、新民 主党員や労組活動家の中に急速に広がった「カナダ 独立社会主義運動」(マッフル・マニフェスト運動と もいう)を再評価したことである。同運動は非スタ ーリン主義的な社会主義者によるもので、米帝国主 義、米軍国主義に反対し、ケベック民族主義を承認 したうえで、英語系市民とフランス語系市民の同盟 を結び、米国からの経済的、政治的、軍事的、文化 的独立を追求するとした。当時、新民主党指導部、 USWAやUAWのカナダセクション指導部は72年6 月の新民主党オンタリオ州評議会でマッフルグルー プの解体を決定した経過がある。この決定が今回の 見直しの対象となった。これは労働運動および「社 会正義運動」の中での新しい左翼の結集と関係があ る。

CLCのホワイト会長はかつてUAWカナダセクションの責任者で、CAW初代会長に就任した人物で ある。同会長とハーグローブCAW現会長は、最近、 「実効的ユニオニズムを新しい社会的政治的ユニオ ニズムと結びつける」新方針を提唱している。

州政府の反労働者政策との闘争も注目される。カ ナダの金融、産業の中心地、オンタリオ州で93年に 新民主党州政府が生まれたが、発足と同時に公務員 賃金の引き下げを実施し、労組は激しい抗議行動を 展開にした。同州政府は94年末に次期州選挙をにら んで、財界と州政府とのパートナーシップによる資 本主義の「民主的連帯モデル」を発表したことから、 完全に労組の支持を失った。こうして新民主党は95 年6月の州選挙では「右翼革命」を掲げた進歩保守 党に完敗しただけでなく、97年6月の連邦総選挙で はオンタリオ州での議席確保には完全に失敗、他州 で21議席を獲得しただけで、全国的にも70年代の実 勢の回復にとどまった。ただし、鉄鋼、公共、建築、 病院、食糧などの労組出身の新民主党候補が当選し、 左派結集の核となった。

連邦・州政府の緊縮耐乏政策に対する労組の闘争 や「社会正義運動」が強まっている。議会の勢力関 係を乗り超えて進む変革運動のエネルギーが蓄積さ れている。特にオンタリオ州での統一行動は目を見 張るものがあり、95年12月の各都市の一連の1日ゼ ネスト、96年2月24日のハミルトン大集会(史上最 大の12万人デモ)、同年2月26日~3月29日のオンタ リオ州公務員労組 (OPSEU) による史上初の全面ス ト、同年10月25日のトロント・ゼネストと翌26日の トロント30万人大集会などである。これらは米国の 労働運動にも有形無形の影響を与え、97年4月の「レ イバーノーツ」全国会議(米国の左翼活動家の2年 に1回の会議)は、オンタリオ州での闘争を取り上 げ、「労組は一連の一日ストで耐乏政策やNAFTAの 影響と闘っている」と高く評価したことが注目され 3.

(会員・ジャーナリスト)

— 32 —

労働総研クォータリー№28(97年秋季号)

医療営利化との闘い、各国共通の課題

――「医療の公共性と医療労働者」国際シンポジウムが示したもの――

桂木 誠志

日本医労連(日本医療労働組合連合会、江尻尚子 委員長、17万5000人)は、3月4日から6日まで、 東京で「医療の公共性と医療労働者」をテーマに国 際シンポジウムを開催した。このシンポジウムには、 フランス(CGT保健社会行動労連)、ポルトガル(ポ ルトガル看護婦労働組合)、アメリカ(AFL-CIO全 国保健福祉労働組合)、カナダ(カナダ全国看護婦労 働組合連合)、ロシア(ロシア連邦医療労働組合)、

インド(世界労連公務インター・インド州政府労働 組合)の医療労働組合、国際組織の海外代表と、日 本医労連の組合員、医療・行政関係者、研究者など 184人が参加し、オーストラリアの看護婦団体(オー ストラリア看護連合・ニューサウスウエールズ州支 部)も文書発言の形で加わった。

今回の国際シンポジウムは、1991年3月に開催し た「看護婦の地位と役割に関する」国際シンポジウ ムに続いて、日本医労連が主催する国際会議として は2回目である。シンポジウムでは、各国における 医療費削減や保健・医療業務の民営化・規制緩和な どの実態が詳しく報告され、それらが患者・国民の 健康や医療労働者の生活に与えている深刻な影響が 明らかにされた。同時に、国民の医療を守るために、 医療労働組合が広範な国民諸階層と共同してたたか うことの重要性が確認され、今後の運動に貴重な教 訓と課題を与えるものとなった。

「医療の公共性」めぐり活発に討論

シンポジウムでは、江尻尚子日本医労連委員長が 主催者を代表して挨拶を行い、「今日の医療・社会保 障をめぐる状況は、世界の労働者が闘いとってきた 権利を奪い、民営化を進め、営利追求の場とする攻 撃が共通している」と述べ、「これに反対して闘って いる労働組合が、そのとりくみを交流し、連帯を広 げてほしい」と期待を表明した。この後、各国代表 による「医療の公共性と医療労働者」を共通テーマ にした報告が行われ、それに続き、3つの討論の柱 (「保健医療・看護業務の再編と民営化の動向」「改 革が保健医療労働者・国民に与える影響」「保健医療 労働者のたたかいと国際連帯活動について」)に従っ て、参加者が自由に意見を交換する形で進められた。

以下に、各国の医療・保健をめぐる動きについて、 各代表の報告を中心に紹介したい。

「ジュペ計画」の撤回求めストやデモ

フランス労働総同盟(CGT)保健社会行動労連

ルイ・ベルナール・ゲラ通信担当全国書記

資本家の作ろうとしているヨーロッパは、私たち が考えている平和、連帯、協力、人々のためのヨー ロッパではない。金が支配し、資本家の利益に奉仕 する体制が支配するヨーロッパである。

1995年以降、行政命令による「ジュペ計画」がす すめられ、公共サービスが改悪されている。これは、 第1に、社会保障を国民全体へのさらなる課税によ って維持する制度へと導くものとなっている。失業、 生活不安、低賃金の拡大、公務員賃金の凍結などで、 社会保障費は減り続ける一方、医療費は増大し、家 族と病人の負担は大きくなっている。他方、予防、 エイズ、C型肝炎など必要な医療は保険の対象から はずされ、結核のような過去の病気の再流行がおき ている。

第2に、これは公立病院の民営化につながる病院 改革と社会保障制度改革をめざすものとなっている。 1997年度の国立病院予算は、過去50年で初めてマイ ナスに転じ、しかも地域的格差を拡大させるものと なった。この行政命令によって、5年間で内科、外

国際・国内動向

科、産婦人科など6万病床が削減され、医師1万2500 人を含む12万から13万人の医療労働者の人減らしが すすめられ、最終的には医療部門全体で25万人が削 減されることになる。

これらは、平等な国民医療という既得権を侵害す るものである。小規模医療機関、産科、外科、内科 などの病棟閉鎖が予定され、営利的民間病院に公共 サービスを提供するようになる。第1の行政命令に より、公立病院のなかに、民間クリニックの開設が 認められ、40%まで病床が委ねられ、救急治療、検 査、高度医療、輸血、病室などは民間部門に吸収さ れる。入院に代わって1日、1週間、夜間だけの入 院など超短期の治療や、ボランティア頼りの民間団 体による在宅ケアなど、医療を福祉に摩り替えると いう特徴をもっている。第2の命令によって、病床 占有率が60%以下の病棟の強制的閉鎖をねらってい る。第3の命令で、公立と民間の医療機関を民間の 法人組織に強制的に統合し、医療に収益競争を導入 しようとする。

これに対し、国民や労働者は「ジュペ計画」の撤 回を求めている。病院予算が発表され、精神科看護 婦免許の廃止が打ち出された今年1月以降、医師を ふくめて団結した広範なたたかいが拡大し、大衆的 な集会、ストライキ、住民の抗議運動へと発展して いる。労働者の団結は一つの国に限定することはで きない。保健労働者は、国際的な現状を理解する必 要に迫られており、共通の利益のための対話と、各 国との相互理解の発展を必要としている。CGT保健 社会行動労連は、社会の後退に直面し、世界の保健 労働者の責任は重大であると考え、すべての人々に、 良質の治療と看護を保障するたたかいをすすめる。

ヨーロッパ統合で公共医療は後退

ポルトガル看護婦労働組合

マリア・オーガスタ・デソーサ会長

1974年に誕生した民主政権によって、共和国憲法 に全ての国民に無料で全体的な医療を提供する国民 医療制度が盛り込まれた。しかし、法律はできたも のの、この法律が完全に実施されたわけではない。 憲法制定に続く数年間におきた政権の変化によって、 さまざまな圧力団体が法律の実施を妨げている。

段階的な新自由主義的経済政策の導入、社会的既

得権を守ることに対する国の責任回避、国内の企業 や多国籍企業の利益追求、1999年のヨーロッパ通貨 統合にむけたマーストリヒト条約の基準達成への努 力、新たな法律制定などにより、公共医療は次第に 後退しその再編・改革がすすめられている。

私たちが無料の医療を守ろうとするのは、国民の 納める税金を資金とする国の予算で、主要な医療費 を賄うのは当然のことであると考えるからである。 しかし、現在のポルトガルの税制や財政は、資金の 分配をごまかし、さらに国民への負担を増やさなけ れば成り立たないと言う前提にもとずく宣伝によっ て、改悪されつつある。

1993年、ヨーロッパ連合総局が発表したEU諸国の 医療制度に関する報告によると、ポルトガルの病床 数は1000人当たり4.6床で下から2番目、オランダや ルクセンブルクの3分の1でしかない。国民1人当 たりの医療費は384エキュで、一つ上位のスペインの 半分でしかない。ポルトガルはスイスやオーストリ アとともに、医療費の国庫負担率が70%以下、スウ ェーデン、ノルウェー、ルクセンブルクは、90%以 上となっている。

この事からも分かるように、国は社会保障の負担 を国民に転化し、新自由主義的な政策を進めている。 医療は、社会的財産ではなく、消費物のように見な され、市場原理が適用されている。公共医療機関を 民間経営に任せた方が、人間的で、利用しやすく、 質の高い医療が提供できると私たちを信じこませ、 民間機関に公共医療を委ねる動きが強まっている。

私たちは、ポルトガル労働総同盟の統一した組合 運動のもとに、国の責任で公共医療機関による医療 提供を要求して闘い続けている。大部分が公務員で ある医療労働者は、政府が雇用契約を改悪し、医療 費削減の主要な手段として、人員削減を可能とする 経営モデルを導入しようとしていることを承知して いる。このような政府の攻撃に、私たちは行動によ って反撃しなければならない。

ポルトガル看護婦労組は、「良い労働条件の生活改 悪」「住民・国民の医療と健康の改善」「看護婦の社 会的地位の向上」の3つの目標をもち、週35時間労 働の獲得、技術系労働者と同レベルの賃金など一定 の改善をかちとっている。これからも、「自らの要求

-34 -

実現と全労働者の要求実現は一体のもの」としてス トライキ、デモ、宣伝など多様なたたかいをすすめ る。

「管理医療」で患者の追い出し

AFL-CIO全国保健福祉労働組合(ローカル1199) デニス・リベラ委員長

アメリカでの保健医療は、非常に高いコスト、制 限された医療へのアクセス、そして低下し続ける医 療の質という、三角形のパターンにたとえられる。

アメリカの医療産業は、国内で3番目に多い1100 万人の労働者が雇用され、1996年には、1兆2000億 ドル以上、国内総生産(GDP)の14.5%に相当する 費用が費やされた。実際の金額、一人当たり、GDP に占める割合のどの指標から見ても、ほかの国より はるかに多くの費用を保健医療に費やしている。 2004年には、2兆ドルに達すると言われている。

アメリカと他の国々との、最大の違いは、アメリ カにおいては、健康保険に加入していない多くの国 民が、医療にアクセスできないことである。推計に よると、4100万人のアメリカ国民は継続的に健康保 険に加入しておらず、内1000万人が子どもとなって いる。さらに、1500万から2000万人が加入している 保険は、必要な医療が提供されるものとなっていな い。総人口の4分の1以上、6000万人以上のアメリ カ国民は、限られた医療サービスしか受けられず、 ごく限られた医療へのアクセスしか持っていない。

医療の質の面においても、アメリカは劣っている。 一次医療のサービス提供者が不足し、専門家はだぶ ついている状況にある。そのため、人々は重症にな ってからはじめて医療を受け、かえって医療コスト を増加させることになっている。乳幼児死亡率、産 婦死亡率、平均寿命のどれをとっても後退ぎみで、 とくに白人に対して人種・民族的少数者は死亡率が 2倍になっている。

このようなアメリカでの医療の三角形のパターン は、医療分野での市場勢力の伸びによってもたらさ れた。ニューヨーク市に住む750万人の住民のうち、 100万人が老人のためのメディケア、180万人が貧困 者のためのメディケイドに依存している。180万人 は、健康保険にも加入していない。残り300万人のう ち、25%は「管理医療」(Managed Care)に加入し

労働総研クォータリーNo.28(97年秋季号)

ており、加入者は急激に増加している。アメリカに おいては、保健医療の外側の部分に、常に民間市場 的なものが存在していた。医薬や医療用品は、常に 利益追求型の存在であった。

最近導入されている「管理医療」も、病院のあり 方に、「患者を病院から締め出す」「入院日数を減少 させる」「一日当たりの入院単価を減少させる」とい う3つの悪影響を及ぼしている。女性が出産後1日 も経たずに退院させられたという、不祥事が起こる のはこのためで、米国議会は、少なくとも出産後48 時間は退院させてはならないという内容の法律をつ くるはめになった。

AFL-CIO全国保健福祉労組は、ニューヨークで 12万人の組合員を擁するアメリカ最大の医療労働者 の組合であり、保健医療分野の市場経済化への展開 を阻止するため運動をしている。労働組合が、組合 員とその家族に提供する利益追求型でない「健康保 険プログラム」を、すべてのニューヨーク市民、ア メリカ国民に提供し、独自の管理医療プランをつく る活動をめざしたい。

「守る会」組織して医療改悪に対抗

カナダ全国看護婦労働組合連合

デボラ・マックパーソン副委員長

カナダの保健医療は、教育、労使関係などと同じ ように、州と地方政府の責任となっており、連邦政 府と州および地方政府が権限を共有している分野も ある。たとえば、看護教育の基準は州レベルで定め られているが、看護婦は連邦政府の試験で免許を取 得する。

医療は、州政府が担当しているが、資金提供は連 邦政府が行い、現金と税のポイントという形で資金 を州に配分している。1993年のカナダ保健白書 (Health Canada)によれば、医療費全体の72%を 公共医療費が占め、28%が民間医療費となっている。 総医療費は720億ドルで、国民1人当たり2500ドルと なっている。

カナダのGDP対比総医療費は、10.3%と高くなっ ているが、公共医療費は6.7%にすぎず、民間医療費 の増加に負うところが多い。しかし、連邦政府と州 政府の多くは、財政赤字・債務への懸念を煽り、カ ナダ国民に、国の医療に対する負担削減が不可欠だ

国際・国内動向

と宣伝している。これは、カナダの財界からの要請 に応えたもので、革新団体は医療費や社会福祉費が 国の財政赤字や債務の原因ではないと主張している。 赤字・債務の44%は企業に対する租税優遇措置、50 %は債務の利子返済によるものとなっている。

NAFTA (北アメリカ自由貿易協定)による医療・ 福祉への影響として、製薬など多国籍企業が、医療・ 社会福祉分野を、民営化の対象となるサービスと見 なしていることがある。カナダの保健医療制度が直 面している問題では、10%近い高い失業が続くと考 えられ、社会福祉の切り下げと国民の所得格差が広 がっている。連邦政府の負担削減によって、これま で保険の対象となっていた「医学的に必要な業務」 まで給付の対象から外されたり、健康促進・予防措 置などの予算が削減されている。医療現場は医師が 支配し、地域の保健所や在宅ケアは軽視されている。 既存の医療制度では、看護婦の知識や技術が十分活 用されない。

人間は呼吸しなければ生きられないように、企業 は利潤追求しなければ生きられない。アメリカの影 響をうけ、民間会社による医療保険や管理業務・補 助業務への参入拡大がすすんでいる。病院の合理化、 不安定雇用の増大、無資格・無規制の医療労働者の 拡大、病院閉鎖などの事態がおきており、医療の質 や看護婦の生活・健康、意欲に深刻な影響を及ぼし ている。十分なケアを受けられない不満を職員にぶ つける患者や、家族による職員への暴行事件もおき、 治療が必要であっても早期退院を強制される患者の 家族、特に女性への看護・介護の負担が増している。

カナダ全国看護婦労働組合連合は、1981年に結成 され現在まで看護婦の70%を組織化した。いま、カ ナダの医療を守り発展させるために高齢者、女性、 貧困撲滅のための団体や教会とともに、「カナダ医療 を守る会」(Canadian Health Coalition)を組織 し、積極的に活動している。

医療民営化に大きな懸念

ロシア連邦医療労働組合

ミハイル・M・クズメンコ委員長 医療機関の民営化の将来について、ロシア国民は 明確な態度を表明していないが、医療労働者は懸念 をもっている。我々が知る限りでは、世界の多くの 国の仲間は、医療の民営化の否定的な影響とたたか っている。ロシア連邦医療労組も、当初から民営化 の問題には否定的な態度をとり、不安定な経済と国 民の支払い能力の低さという条件のもとで、医療制 度の民営化は、制度の破壊と「余剰人員」を口実に した医療労働者の大量解雇、医療機関の利用の制限 などにつながると考えてきた。

現在の医療制度は、資金の極端な不足によって危 機的状況にあるとはいえ、これからも存続可能なこ とが証明され、今も機能し続けており、また医療の 特殊な性格を考慮せず、他の産業と同じやり方で民 営化することはできない。

現在、ロシア連邦の保健医療機関には、169万5000 人以上の職員が雇用され、150万以上がロシア連邦保 健労組に組織されている。看護職員の抱える問題は、 特殊な特徴があるため、ロシア保健労組中央委員会 のもとに、看護職員権利擁護委員会を設置している。 ここでは、ロシアで最も低いレベルにある看護職員 の賃金問題を中心課題としている。就業看護婦の平 均賃金は、月額で22万ルーブル(約40ドル)、1000床 以上の総合病院の総婦長でさえ、70から80ドルの最 低賃金しか支給されていない。その低い賃金の支払 いでさえ2か月から4か月、場合によっては半年遅 れとなっており、医療機関の職員への賃金未払いは、 3兆5000億ルーブルにものぼる。

連邦予算に占める医療費の割合は減少の一途をた どり、1994年の医療費はGDPの0.38%であったが、 95年には0.21%に減り、96年はさらに減少傾向にあ る。賃金支払いの遅れ、年金や児童手当の支給停止、 労働条件の悪化、衛生・予防措置を行うための資金 不足などに抗議して、1996年4月から5月、10月か ら11月にかけて、集会、デモ、ピケ、ストライキな どがロシア全土で行われ、現在ハンガーストも続い ている。労組の行動によって、連邦所管の医療機関 にたいして、未払い賃金の一部が支払われ、医療予 算の一定の増額を行わせた。

国は健康保険の対象となっている医療を含め、国 民への医療提供を保障する全責任を負わねばならな い。何よりも、民営化の問題を懸念する最大の理由 は、医療労働者を社会的、経済的に擁護することで ある。

教育・医療は人間の発展に不可欠

世界労連公務インター・インド州政府労働組合 スコマル・セン公務インター書記長

教育と保健医療は、人間の発展を支える2本柱で ある。しかし、世界銀行の命ずる経済機構改革のな かで、発達した国でも、発展途上国でも、市場経済 諸国の公共医療費は大幅に削減され、環境の悪化と あいまって人々の健康状態を悪化させている。

医療の段階的な民営化と医療費の大幅削減は、あ らゆる市場経済の国で国民医療制度の縮小につなが っている。イギリスのNHS (国民保健制度) は、サ ッチャー政権以来、国民と看護婦、労働者を犠牲に する大幅な改革が行われた。アメリカでは、過去に 経験したことのない流行性の疾病が急激に広まり、 予防接種率の低下によって、はしかの流行などが報 告されている。

市場経済の再建に続いて行われた医療業務の民営 化によって、旧社会主義諸国の保健医療は最も大き な打撃をうけた。ロシアでは、政府・経済の急激な 変化、市場経済への移行によって死亡率が高まり、 1990年から1994年までの間に、男子の平均寿命は6 年も短くなり64歳から58歳に低下、女子の平均寿命 も3年短くなって74歳から71歳になった。中央ヨー ロッパと旧ソ連では、ジフテリアが再び増加してい る。これらは、すべて政治・経済の急激な変化に起 因している。

多くの第三世界諸国では、医療に割り当てられる 国家予算が少ないなかで、世界銀行と国際通貨基金 の押し付けた経済構造改革によって、医療業務が民 営化されつつあり、状況はかなり悪化している。イ ンドでは、病院の外来で患者の長い行列ができるの は日常茶飯事だ。政府の医療政策は、「医療分野への 民間企業進出の奨励」「国立医療機関での患者負担 増」「農村部での医療基盤の非政府組織への移譲」と いう3つの方向であり、国民全員に無償で医療を提 供するという憲法の義務の放棄が基本戦略となって いる。

国立病院の業務の一部、清掃部門などは民間企業 に業務委託されつつある。将来、国立病院を拡充す る展望はなく、民間病院の設立に重点が置かれてい る。経済の自由化と多国籍企業の支配によって、医

労働総研クォータリーNo.28(97年秋季号)

薬品の価格も高騰し、国内の製薬企業は大きな打撃 をうけている。

民営化政策に対抗するためには、世界的に足並み をそろえた共同の抵抗が重要になっており、各国の 組織間の最新の情報交換とたたかいの経験交流が重 要となっている。

危惧される看護レベルの低下

オーストラリア看護連合(ニューサウスウェルズ支部) ジル・イリッフェ専門業務部長

オーストラリアの看護婦は、医療業務におしつけ られた緊縮経済政策がもたらす結果を憂慮している。 現在、精神科医療、先住民族の健康問題、医療制度 への費用支出などが、大きな問題となっている。

オーストラリアでは、GDPの8.4%を医療に費や しているが、連合政府は公的支出のメディケア制度 にかかる負担を減らすために、国民に私的保険に加 入するよう勧めている。税金からメディケアに支払 われている所得税が、最近1.4%増税となったこと が、その前触れとなった。

アメリカから輸入された「管理医療」(Managed Care)が試みられているが、医療における選択や医 療提供者の選択ができず、診療者による自主的な治 療方針決定も制約されることから、看護婦も医師も 反対している。看護婦独自の不安は、緊縮経済政策 による慢性的な要員不足である。病院の看護婦は、 より少ないスタッフで、短期のうちに急性期の患者 の看護にあたるよう要求されている。

オーストラリアの失業率は8%であり、大きな問 題となっている。最近、連邦政府が労働党政権から 自由党政権へと変わった。これは、労働関係立法に 大きな変化を招いている。自由党政権は、労働条件 を立法にかわって職場での協定に任せており、労働 組合が職場に関与できなくなり、労働者をさらに弱 い交渉条件に追い込むことになる。こうした中で、 多くの労働組合が組合員を減らしているが、12万人 の看護婦を組織しているオーストラリア看護連合は、 1996年に3%の組合員を増やした。

連邦政府は、高齢者医療についても大きな変更を 提案している。現在、老人看護施設における看護婦 の地位の保護の撤廃につながる法律を提案しており、 雇用の少ない未熟練・非熟練労働者の雇用により、

— 37 —

国際・国内動向

看護水準が低下することが危惧されている。

オーストラリア看護連合は、全オーストラリアの 看護婦を代表する職業的産業組織であり、専門的・ 一般的教育についても代表権をもっている。過去1 年以上、南太平洋地域、ニュージーランド、アメリ カ、日本、英連邦諸国の同僚と交流し、共通の経験 を持つことができた。この事は、私たちの見識を広 めただけでなく、他の国々におきている変化につい て警告してくれ、情報を与えてくれた。

私たちの哲学は、看護専門職の地位向上、高い看 護水準の保持、労働組合運動の連帯と統一した力の 強化、さらに社会正義の擁護者であることを強化す ることである。

国民共同を重視した組合運動

日本医療労働組合連合会 坂内三夫書記長

政府は、第1に、経済性だけを優先させ、国民の 健康実態を無視した病院・病床数削減を強行してい る。1992年のピーク時には10,096を数えた病院が、 1995年には9,606に減少した。しかし実態は、病院・ 病床の減少にもかかわらず、患者は増えている。

第2は、医療の非営利性の原則をすてて、最近、 国立・自治体・公的病院の統廃合、リストラをすす めている。これは、21世紀に向けて、医療を大企業 の利益確保のための産業にする政策によるものであ る。

第3は、医療保険制度の改悪法案を国会に出して、 患者や国民、高齢者の自己費負担を増やす計画を進 めている。その理由として、政府は医療保険財政の 赤字をあげるが、赤字の原因は、医療保険にたいす る国の負担の削減、高い薬価などにある。

第4は、政府の医療費抑制に呼応し、医療経営者 も、業務の下請け促進、医療労働者の人員削減と賃 金抑制など、生き残りのためにこの政策に協力して いる。財界も、国際競争力を高めることなどを口実 に、女子保護規定の撤廃などの労働法制の全面的な 改悪をねらっている。

しかし、第5に強調したいことは、財界・政府、 医療経営者の攻撃は、計画どおりには実行されず、 医療労働者と国民の強い抵抗にあっている。17万 5000人を組織する日本医労連は、この分野の労働運 動に大きな影響力を行使している。国民的な看護婦 闘争などによって、1992年には看護婦確保法を実現 し、96年末には准看護婦養成停止・看護制度一本化 の展望を切り開くなどの成果をあげている。

日本医労連の運動路線の特徴は、「医療労働者の生 活と権利を守る運動と国民の医療を守る運動と統一 してたたかう」という路線にある。医療労働者自身 が、常に患者・国民の医療要求をとりあげ、要求実 現の先頭にたって奮闘し、労働組合と広範な国民諸 階層と共同を広げてこそ、要求も前進する。

21世紀を前に、医療をめぐる2つの道の選択が迫 られている。大企業と政府がたくらむ営利追求を目 的とした医療に変質させるのか、それとも医療の公 共性を守るのか、鋭く問われている。これは、世界 各国共通の特徴となっている。

日本医労連は、職場を基礎に、運動を地域に広げ、 その力を産業別統一闘争に発展させ、広範な国民諸 階層と連帯してたたかう。このシンポジウムを契機 にして、これからも一致する課題で、各国の医療労 働組合の共同行動を発展させたい。

なぜ政府は医療を改革するのか

討論では、医療の営利化が国民に与える影響とし て、カナダの代表から「腰の手術を受けた87歳の女 性が、7日間から14日間の入院が必要なのに、3日 後に退院させられた。面倒をみるのは心臓疾患を患 う75歳の夫。とても介護できる状態でないため、看 護婦組織が働きかけその女性を救急車で病院に戻し た」と、悲惨な実態が紹介された。

また、アメリカの代表が「なぜ各国政府はこうい う政策に出るのか」と問いかけると、日本医労連の 参加者が「医療・福祉で利潤をあげようとする大企 業・独占資本の要請が背景にある」、またポルトガル の代表も「医療で利潤を追求しようとするところに 問題の焦点がある」と解明し、CGT保健社会行動労 連の代表は「資本の利益のためでない社会づくり」 を訴えた。

全日本国立医療労働組合(全医労)の看護婦が「厚 生省は、看護婦に最長17時間30分の長時間夜勤・2 交替制の導入をすすめている」と発言すると、海外 代表から「それではまともな医療・看護はできない」

— 38 —

労働総研クォータリーNo.28(97年秋季号)

(フランス)、「目は覚めていても脳は動かない。患 者の安全性にもかかわる問題で、看護の専門職とし て訴えることが大切」(カナダ)など驚きと怒りの声 があがった。

たたかいの交流について、アメリカの代表は「エ イズ患者や障害者にとって欠かせないホームヘルス ケアをニューヨーク市が廃止しようとしたとき、労 組がテレビのコマーシャルを流して世論に訴え中止 させた」、日本の参加者は「国民は、いつでも、どこ でも、だれでも、安心して最高の医療を受ける権利 をもっている。医療労働者はそれを保障する社会的 責務があり、国民と連帯したたたかいが不可欠」、ま たフランスの代表は「最も重要な国際連帯は、それ ぞれの国で政府の攻撃をはねかえすこと」と強調し た。

参加者による活発な討論のあと、日本医労連の坂 内三夫書記長がまとめを行い、「保健医療の主人公は 患者と国民、医療労働者であって、決して利益追求 が目的であってはならない。各国に共通する医療の 再編は、独占資本や多国籍企業による利潤追求の手 段となっている。シンポジウムに参加した各組合が 自国のたたかいを前進させるとともに、各国の保健 医療労働者組織が、日常的な情報交換、交流、協議、 共同を発展させよう」と呼びかけ、3日間の討論を 終わった。

「医療の公共性」国際シンポが示したもの

日本医労連は、国際シンポジウムの期間中に、す べての海外組織の代表と2組織間協議を持った。今 回の「医療の公共性と医療労働者」国際シンポジウ ムが示したものとして、以下のようにまとめられる。

第1は、今回の「医療の公共性と医療労働者」国際シンポジウムが、情勢に見合った時期に、ふさわしいテーマで開催されたことである。各国代表の報告と討論内容は、今後のたたかいに貴重な示唆を与えるものであった。

第2は、各国において、保健医療に対する政府支 出の削減、民営化、営利化の攻撃が強められており、 これはそれぞれの国の個別状況でなく、多国籍企業 のグローバルな戦略や、独占資本の要請をうけた政 府の戦略として進められていることが浮き彫りにな った。

第3は、「医療労働者の生活と権利を守るたたかい と国民医療を守る課題を統一的に前進させる」とい う医療労働組合の基本路線は、各国においても医療 労働者と患者・地域住民の共同したたたかいとして 広がりをみせていることである。

第4は、社会発展の違いや、政治的立場の相違、 国際組織への加盟の相違があっても、お互いの立場 を尊重し一致する課題で共同するという原則にもと づき、医療労働者の共通の社会的使命と共通課題に よる国際的な連帯、共同が必要とされていることで ある。

第5は、討論と交流を通じて、各国でおきている 実態を知り、情報交換を行って、各国の資本家と政 府がとっている政策を分析し、それぞれの国におけ るたたかいを大きく発展させるための機会となった。

今回のシンポジウムは、各国政府による医療・社 会保障への新たな政策展開に対して、各国の医療の 公共性をめぐる現状、労働者と労働組合の現状、政 府と企業の動き、それぞれの国におけるたたかいの 現状を報告し、交流することができた。

シンポジウムは、決議など特別の決定を行うこと を目的としたものではなかったが、3日間にわたる 討論・交流によって、各国に共通する問題を解明し、 今後のたたかいへの貴重な教訓を共有できた。

これから、各国の保健・医療労働組合に課された 課題は、この成果を生かして、それぞれの国におい て、国民の医療・社会保障を守るたたかいを大きく 発展させるとともに、国際的な連帯をいっそう前進 させることであろう。

(日本医労連中央執行委員)

— 39 —

https://rodosoken.com/

書評



庄谷怜子・中山徹著

『高齢在日韓国・朝鮮人』

市原 聡子

本書の課題は、我が国の定住外国人のうち最も多 い在日韓国・朝鮮人の労働と生活を分析し、特に高 齢者の生活と福祉の問題を明らかにすることにある。 本書は「在日」の形成史からはじまり、地場産業に まで発展したサンダル産業の構造、階層分化、高齢 者の生活問題、定住外国人の社会保障・社会福祉、 被保護層の形成過程、事例とフリーアンサーに出て くる「在日」の人たちの心情にまで及んだ労作であ る。その方法は、在日韓国・朝鮮人の形成史研究を 踏まえ、大阪市を中心とした6年間にわたる社会調 査によって実態を把握するというものである。日本 の高齢社会のなかで忘れられた存在である高齢の定 住外国人問題を、階層論を用いて明らかにしたもの は本書をおいて他にないといってよいであろう。さ らに、在日韓国・朝鮮人を同じ地域住民という目線 で捉え、調査対象者から真摯に学び、事実を集めて いく誠実な調査姿勢も伝わってくる。著者たちが「在 日」の人たちと友好関係ができたことも社会調査の 実践的視点から評価したい。以下、簡単すぎるが要 約をする。韓国・朝鮮人の日本への渡航の歴史は長 いが、「在日」一世は1920~30年代に10代の若さで「親 戚・知人を頼って、ほとんど単身」で来日している。 辛苦を味わいながらやがて地場産業のサンダル産業 を興し、同胞の生業とした。高度経済成長期に「在 日」も階層分化を遂げる。仕事に成功しては失敗す るという繰り返しであったという。現在、世帯主の 老齢や傷病などを理由に、大阪市の外国人保護率は 30%以上、大阪府で40%近くである。そして、93年 調査で60~70%が無年金者であることがわかった。 こういう状況を受けて自治体レベルで特別給付金制 度の実施が広がりをみせてきているという。

本書の中心をなす社会調査は、著者によれば以下 の通りである。

1991年調査:大阪生野区のサンダル企業従事者で保

育所利用の「在日」二、三世を対象とした面接調査 (調査対象者数(以下同様)39人)

1992年調査:①在宅(東成区)・入院・特養ホーム入所 者の訪問面接調査

被保護外国人の現状分析(福祉事務所データ集計) (84人)②大阪サンダル産業調査

1993年調査:「在日」高齢者の生活問題(128人)
1994年調査:「在日」高齢者の暮らしと意見を聴く
アンケート調査(207人生野区)
1996年調査:在日外国人高齢者保健サービス利用状

记等調查(982人 大阪府下13自治体)

これらの調査からもわかるように、本書は、「在日」 高齢者についての多岐にわたって調査分析がされて おり、この分析をめぐる論点も多岐にわたるであろ う。ここで私は、本書が外国籍高齢者の労働と生活 の調査を通して、定住外国人問題の本質を明らかに したことに特に注目したい。第1に、階層分類によ り低所得、無年金者の形成過程を明らかにしたこと である。「在日」無年金者は、国籍や入管行政に追随 した社会保障や福祉行政の遅れによって作り出され、 生活保護層に流入する。日本の社会階層や家族関係 の変動に伴い、「在日」高齢者にも単身世帯、夫婦世 帯が増加している。貯えもなく、子どもにも依存で きず、かつ無年金という高齢者問題となって現われ ている。第2に、地域住民として受け入れられてい ないことが指摘されていることである。税金は納め ても、住民票や選挙権がない。地域の活動へも積極 的な参加は許されない。また、社会福祉の情報が得 にくいこともあって、利用する機会を逸しやすいな ど住民生活上の不利益をこうむっている。したがっ て高齢在日韓国・朝鮮人は、家族に依存するか同胞 の営む地場産業で働き続け、それも不可能となると 生活保護を受給するか同胞の特別養護老人ホームに 入所となる。行政の立ち後れと日本社会の根強い差

— 40 —

別体質が、高齢の在日韓国・朝鮮人を被保護層へと 向かわせていることを強調している。

日本の高度経済成長期に「在日」も激しく階層移 動を遂げ、階層的には日本社会に同化したはいえ、 本質的には以上であることを本書は示唆している。

疑問点もしくは課題をあげるとすれば階層論に関 してである。本書では、安定的自立層、不安定的自 立層、ボーダーライン層、要保護層、被保護層とに 階層分類されているが、92年調査と96年調査とで指 標が異なる。この違いは、「在日」を捉える視点の違 いに求められるように私には思われる。「在日」=「固 有の外国人」(92年調査)と「在日」=地域住民(96年 調査)との相違である。92年調査では資産、持ち家、 仕送り、年金、健康などを階層区分の指標とし、所 得水準は副次的指標であるとしている。これに対し、 96年調査ではまさにこの副次的指標である世帯収入 で所得階層分類をし、これに基づいて生活諸条件が 検討されている。階層分析の視点に統一性がほしい のではないか。

本書は、我が国における「内なる国際化」にみる もうひとつの高齢者論であるが、同時にこれは外国 人居住者を含むナショナルミニマム論を展望したも のでもある。本書の今後の展開に注目したい。

> (御茶ノ水書房・1997年2月刊・7800円) (桜美林大学講師)

牧野富夫監修

労働運動総合研究所編

『財界新戦略と賃金』

金澤 誠一

本書は、労働運動総合研究所の「賃金・最低賃金 研究部会」のメンバーによって分担執筆され、「財界 の新戦略との関連で、したがって多面的・総合的に、 最近の日本の賃金の変化・動向を解明することを目 的」(本書P.254)として書かれたものである。

1990年代に入って登場してくる財界の新戦略(以下「新戦略」)は、「バブル」崩壊と異常な「円高」、 それに続く長期不況の中で、80年代の蓄積方式が通

労働総研クオータリーNo.28(97年秋季号)

用しなくなり、更に徹底した多面的・総合的な「国 際競争力の維持・強化」の戦略である。本書序論で は、それを「高コスト構造」論ととらえ、その背景 や「高コスト構造」打破の戦略・「構造改革」などを 中心に明らかにされている。この財界の「高コスト 構造」論の本質が問題である。本書では、それが前 提になっていて必ずしも明確ではないが、「新戦略」 が、高利潤・高蓄積を目的に、多面的・総合的に戦 略を展開していることは明らかである。そして、「国 際競争力の維持・強化」が、全てに優先し、国民の 雇用や生活の改善をもたらす、という論法になって いる。生産第一主義の考え方である。否むしろ、「新 戦略」は、生産第一主義から利潤第一主義へと転換 していると見た方が、妥当であろう。本書では、「賃 金破壊」攻撃とみているが、まことに当を得ている。 つまり、「新戦略」は、パイの論理すらも放棄し、徹 底した「賃金破壊」の攻撃である。以上のように、 本書は、その表題にも示されているように、「新戦略」 の本質を「生計費概念のみならず、賃金概念まで葬 り去ろうとする」(本書P.34)「賃金破壊」ととら え、賃金問題に焦点を当てながら整理・検討するこ とになる。それは、賃金そのものだけではなく、「新 戦略」がそうであるように、きわめて多面的・総合 的に展開されている。広い視野でとらえようとする 試みには、敬服するものである。

さて、「新戦略」を賃金問題として統一的にとらえ ようとした場合、一つは「直接賃金」の問題と、も う一つは社会保障や住宅、教育、医療などの「生活 基盤」に関わる現金や現物での社会的給付である「間 接賃金」の問題に分けることが出来るであろう。本 書は、「直接賃金」に関わる問題を主には第1章、第 2章、第3章で述べられている。第1章では、主に 「新戦略」が前提としている「日本の賃金世界一」 論の虚構性を暴き、更に「新戦略」の大きな柱の一 つである「内外価格差是正」にメスを入れている。 第2章では、主に企業レベルでの「総額人件費削減」 の戦略を、①雇用の削減・多様化=雇用形態の3グ ループ化=正規職員の削減と低賃金・不安定雇用層 の膨大な創出、②賃金そのものの「ベア・ゼロ」、能 力・業績主義賃金、③裁量労働制など労働時間の面 からのコストダウン、④福利厚生費の削減など、多

- 41 -

書評

岐にわたって実例を交えながら分析している。第3 章は、主に企業内での雇用形態の3グループ化や能 力・業績主義賃金を支える装置・「能力主義イデオロ ギー」として、「新戦略」の柱の一つである研究開発 部門での人材育成-発想力・想像力・独創力のある 人材養成・教育にメスを入れている。また、第4章 では、「世界一賃金」論を振りまく「新戦略」の中で 無視されがちな、そしてまた、「内外価格差是正」の 「新戦略」から選別・淘汰されようとしている中小 企業の労働条件の格差や現状やその要因について分 析されている。第5章では、「新戦略」の影響が公務 員労働者にも及んでいる点が指摘されている。これ らを通して分かることは、「新戦略」がいかに周到に しかも多岐にわたり「直接賃金」削減を意図してい るか、である。そしてまた、各章で指摘されている ように、政府はこうした財界の「新戦略」を促進し 易い条件を整備し、民間の努力を阻害しないように 努めることと位置づけ、政府に対し総合的な「規制 緩和」や「行財政改革」を迫ることになる。

しかも、「新戦略」はそれにとどまっていない。社 会保障・税のリストラを掲げ、その企業負担の削減 を意図している。その点に付いては、第6章で分析 されている。第6章では、高齢化社会のピークを迎 える2025年頃までに、「国民負担率」を50%以下に抑 えると言う土光臨調以来の戦略を「新戦略」が引継 ぎ、それにより、ただ単に社会保障給付の引き下げ= 「間接賃金」の引き下げだけではなく、同時に労働 者・国民の税・社会保障負担を増大させ、社会保険 などの利用者負担の増大や民間保険の加入とその掛 金の増大をももたらす点が指摘されている。

以上のように、「新戦略」を賃金問題としてとらえ るとすれば、やや強引かもしれないが、「直接賃金」 と「間接賃金」削減の戦略と言えるようである。問 題は、これにとどまらないだろう。この「直接賃金」 と「間接賃金」とを統一してとらえるためには、も う少し広い視点が必要なのではなかろうか。それは 生活の視点であろう。つまり、「新戦略」が、労働者・ 国民の生活にいかなる影響を及ぼすのか、そのメカ ニズムの解明が必要だと考える。また、労働者・国 民の生活問題は、人間の根源に触れ、より普遍的な 運動を可能とするからでもある。

さて、「直接賃金」と「間接賃金」とを統一的にと らえ、労働者・国民の生活への影響を分析する場合、 特に、「間接賃金」の削減が「直接賃金」への依存を 強めるという関係に注目すべきである。その関係は、 「賃金依存率」として表され得る。この「賃金依存 率」は、「直接賃金」に占める社会保障を確保するた めの家計負担(社会保障負担費、税金、私的保険の 掛金)と「生活基盤」を確保するための家計負担(住 宅費、教育費、保健医療費、水道光熱費、交通通信 費、住宅ローン返済、教育ローン返済)の割合とし て示される。社会保障や「生活基盤」を確保するた めの家計負担を「社会的固定費」とすれば、その「社 会的固定費」の伸び率と「直接賃金」の伸び率のど ちらが高いかという関係で、「賃金依存率」は変化す ることになる。この「賃金依存率」を「家計調査」 で計算してみると、1955年の28.0%から73年の27.0 %へと、「高度経済成長期」にはほとんど変化をみせ ず、低下傾向すらみせている。それに対し、「低成長 期」に入ると、80年の34.9%から91年の40.4%そし て95年の43.3%へと、急激に上昇を続けている。こ の間の賃金の伸び率の減速状態と、それをはるかに 越えた「社会的固定費」の伸び率によるものである。 財界の「新戦略」は、この傾向にさらに拍車をかけ ようとしていることは明かである。

「賃金依存率」の上昇は、「生活基盤」や社会保障 の確保のための家計負担を増大させ、反対に、それ 以外の支出の圧縮を招くことを意味している。それ は、食費、被服費、家具家事用品、教養娯楽費、交 際費、こづかいなど、日々の日常生活を営むために 直接必要とされる費目である。それらの費目の圧 縮・削減が、これからも長期にわたり続こうとして いる。それは、「国民生活の悪化の構造」が形成され たことを意味するものである。また、それは「中流 のズレ落ち」と表現することもできるであろう。厳 しい社会が到来することになる。こうした状況であ ればこそ、第7章で述べられているように、「大幅賃 上げ」が必要なのであり、「全国一律最低賃金制の確 立とそれを軸としたナショナルミニマム(国民生活 の最低保障)の実現」が必要となってくる。

最後に、本書が意図する多くの興味ある論点に触 れられなかった点を謝したい。また、この様な機会

- 42 -

を得、本書から多くのことを学び、視野を広げるこ とができたことを感謝して、終わりにしたい。 (新日本出版社・1997年3月刊・2476円)

(会員・帝京平成短大教授)

下山房雄著

『現代世界と労働運動 日本とフランス』

三好 正巳

「現代世界と労働運動」という表題には、フランス にも「わが国と共通する社会労働運動の展開がある」 という著者の認識が込められている。その場合の「現 代世界」は、時間的には「第2次大戦後の曲折をへ たこの20年余り」、空間的には「日本と南朝鮮、フラ ンス、旧ソ連・東欧を貫く資本主義的法則の普遍的 世界」である。著者のこの認識には、共産主義者が 「民主主義の前進」に積極的役割をはたしたという 労働運動に対する歴史認識がある。この認識の重要 性は、職場の民主主義に不可欠な労働組合内民主主 義が否定されていた一部の労働組合の現実を踏まえ たところにある。

また著者は、労働運動の「原点的課題」として「政 治信条の有無・差異を問わず、誰でも普遍的日常的 にもっている賃金要求・時間要求を団結力による交 渉で獲得する努力を、行ってきたかこれから行おう としている世界の労働組合運動の潮流に沿うこと」、 「現代的課題」として「労働組合主義はあくまで労 働組合の原点であり、そこから出発して、トータル な社会のシステムの改造に労働者が責任をとろうと する方向にすすむこと」を指摘する(序章)。

たしかに、社会主義は崩壊し資本主義対社会主義 の図式は終わったとして、階級対立はもとより階級 協調すら否定して労使の「共生」がいわれるような 今日のイデオロギー状況のもとでは、何を論ずるに も著者が立つ階級視点は欠かせないのである。

「前編-日本-」では、労働組合運動の課題に示さ れた、とくに労働組合主義を出発点とする展開がな される。そのとき、著者は、戦後日本の労働組合を

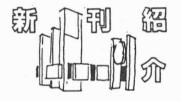
労働総研クォータリーNo.28(97年秋季号)

イデオロギー的・機能的・組織的な面でとらえ、そ れが変化してきたこと、当然今日の姿も変化すると いう認識にたっている(34~35ページ)。著者のこの 認識は、1章小括で、「同盟・JCの時代」が「労使一 体思想に立つ企業協力組織」として機能したことを 暴露し、日本の右翼社会民主主義の突出した反共性 を論難し、労働運動発展の合法則性は「主流の企業 別組合の流れに対抗する反主流・非主流での特徴を 見るべき」との主張となる。たしかに組織レベルで 見ることも大事だが、1996年10月の国政選挙、今回 の都議選で職場に起きた政治的変化を、労働運動の 前進にどうつなぐか、そこに組織問題をとらえるこ と、また、その変化をもたらす情勢に目を向けるこ とが必要であろう。そして、著者が見た「せりあい」 における「反抗と結集」の組織問題も、要求の組織 化にかかわってこそ、意味があろう。

為替変動による影響は、今日賃金論での重要課題 である。為替レートが国内物価基準となり、円高に 振れると「高物価体系」の是正、そのために産業構 造、企業組織の「合理化」が強行される。この「合 理化」過程の賃金変動は、予備軍労働者と対置され る現役労働者の賃金(剰余価値率にふれて一般的に 変動する賃金)が、労働力需給で変動する賃金とは 別に重要となる。2章で著者は、1974年以降の経済 危機段階の賃金・労働時間・雇用問題を論じて、低 賃金の「新段階の内実」を解明すべきと主張し、こ れまでの諸見解が検討している。そして、「大きくい えば、先進工業国相互の賃金水準の収斂過程であり、 国際的な労働市場運動へ日本的低賃金が統合されて いく過程」であり、現時の「経済危機」は「日本的 低賃金の解消過程にストップをかけた」としめくく る(70ページ)。また、著者にあっては、「利潤に対 抗して賃金を引きあげることが組合の現実的な闘争 課題となりうると同様に、雇用を保障させる方向で 資本蓄積のありかたに一定の修正をおしつけること は可能」とされる (75ページ)。3章では、国労を素 材に労働組合の現代的課題が考察され、産業政策闘 争の必要性と意味が説かれる。以下4章では資本規 制と保護緩和・解消の均等法体系、女性労働と賃金 体系・価値理論が論じられ、5章では労働組合運動 論について論争が展開される。その中で、著者は、

書評・新刊紹介・

戸木田・元島論争を整理しつつ中間層への働きかけ で党派的活動家と会社派活動家との「せりあい」に おける「反抗と結集」の側の少しの勝利と多くの敗 北の総括、さらには「運動の戦略・戦術や組織・路 線の評価・吟味」の必要性を指摘する(187ページ)。 そのほか、方法論からはじまって労働運動・組合運 動発展の「合法則性」など戸木田理論への批判を通 じて著者の見解が示されている。著者と戸木田氏の 違いは、資本の一般的蓄積か市場競争に立つ企業的



公文昭夫著

『政府・財界の社会保障大リストラ戦略』

80年代はじめから中曽根内閣が「増税なき財政再 建」の名の下に進めた臨調・行革は、敗戦後、労働 組合や民主団体の運動が築いてきた社会保障を次々 改悪し後退させた。憲法第25条の理念を否定する社 会保障制度審議会勧告「21世紀へむけての社会保障 再構築」(95年)を柱として、医療保険審議会第2次 報告(96年6月)や財政制度審議会中間報告「財政 構造改革を考える」(96年7月)などにもとづいて橋 本内閣は今再び大規模な社会保障リストラを強行し つつある。今日では、労働組合や民主団体の運動が 築いてきた社会保障は労働者、自営業者、農漁民、 高齢者の生活基盤を下支えするものになっている。 従って社会保障の改悪は、その生活基盤の下支えを 堀り崩すことである。

こうした社会保障をめぐる情勢にそくして、本書 は第1部「社会保障改悪の総仕上げにストップを」、 第2部「社会保障大改悪のシナリオ」、第3部「社会 保障運動の歴史」で構成されている。

本書の特色の第1は、上述の各審議会報告や政府 提出資料などを丹念に分析し、年金、医療、福祉な ど社会保障の全分野にわたるリストラ(効率化)の 蓄積から理論展開するかにあるようだ。

「後編-フランスー」は、著者の言葉によれば、主 としてフランスの労働関係・労働経済の問題がとり あげられる。紙幅の関係で紹介できないが、「賃金個 別化」など見過ごせない論文があるので、前編とも ども是非読まれることをお勧めする。

(御茶ノ水書房・1997年1月刊・4500円)(会員・立命館大学教授)

全貌を明らかにすると共に労働組合や民主団体のた たかいの方向を具体的に示していることである。バ ブル崩壊と共に危機に直面している企業年金につい てその"過去・現在・未来"にふれながら、99年の 財政再計算期にむけた政府、財界のさらなる年金改 悪の動きに反対し改善・改革をすすめる労働組合や 民主団体の闘いを統一的に発展させていく方向につ いて多くのページが割かれてるのも特色である。

特色の第2は、資料・図表が実に豊富で用語解説 も親切に配置されており、本書を理解しやすいもの にしていることである。本書のサブタイトルが"許 すな医療保険改悪・介護なき保険・年金改悪"とな っているように、労働組合や民主団体の実践書的な 性格を併せもっている。その点からも、豊富な資料・ 図表が学習・宣伝資料として活用しやすいように選 択され整理されている。

特色の第3は、「社会保障運動の歴史」の項が設け られていることである。世界の社会保障運動の歴史 とその影響を受けて発展してきた日本の社会保障運 動の歴史をあらためて認識しなおすことはきわめて 重要になっている。著者は、「日本の場合、運動の主 体でみるならば、世界に例のない、政治を動かすこ とのできる民主団体が存在します。ですから日本の 社会保障運動、制度の歴史は、この民主団体と労働 組合を軸にした国民的共闘によって創られたという 視点をはっきりさせておかなければならないと思い ます」と述べているが、日本の社会保障運動を展望 する場合きわめて重要な指摘である。

(学習の友社、1997年2月刊・874円)(宇和川邁・労働総研事務局長)

- 44 -

9月1日から、健保本人の医療費自己負担は1割から2割に、高 齢者の外来窓口支払は月2倍以上になった。医療費は総額2兆円も

の負担増となる。橋本「改革」は、さらに医療総改悪を準備している。巻頭論文は、 この医療総改悪の重点項目の一つに位置づけられている診療報酬体系=医療の公共料 金体系の抜本的「改革」にふれながら、それが「医の原点」である「患者と医師の信 頼関係」の破壊をもたらすものであることを論じている。3つの論文から構成される 特集「多国籍企業とアジア」は、日本企業の海外展開による産業空洞化、アジアの産 業「高度化」と日本との関連、アジア諸国との矛盾、アジアの女性労働の現状等を分 析している。

ホットな情報を提供する「国際・国内動向」では、取り上げられることの少ないカ ナダの労働運動と医療労働運動の国際連帯を、書評では、注目される3冊を取り上げ た。次号では、特集「ヨーロッパ労働運動の力量と弱点」(仮題)を予定している。

(T.U.)

		1
季刊 労働	動総研クォータリー No.28 (97年秋季号)	
	1997年10月1日発行	
編集・発行	労働運動総合研究所	
	〒114 東京都北区滝野川3-3-1	
	ユニオンコーポ403	
	TEL 03 (3940) 0523	- 1
	FAX 03 (5567) 2968	
印刷	有限会社 なんぶ企画	
頒 価	1 部 1,250円(郵送料210円)	
年間購	読 料 5,000円 (郵送料含む)	
	(会員の購読料は会費に含む)	
	振 替 00140-5-191839	

The Quarterly Journal of The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.28 Autumn Issue

Contents

* Complete Changeover of Medicare System in Japan	Yukiyasu Nishioka
Special Article : Multinational Corporations and Asia	
* Japanese Multinational Enterprises and East Asian Economy	Kazunori Ohki
* Japan and High Economic Growth in Asian Countries	Minoru Fujita
* Japanese Enterprises and Women Workers in Asia	Kazuko Kawaguchi
Information at Home and Abroad	
* Canadian Labour Movement in a Turning Point	Yoshitomo Kobayashi
* Struggle against Profit-making Medication—A Problem Common to Countries of the world—From International Symposium on "Health, A Public Service and Health Workers"	Seishi Katsuragi
Book Review:	
* "Aged Korean Residents in Japan" by Reiko Shoya and Tohru Nakayam	a Satoko Ichihara
* "New Strategies of Financial Circles and Wages of Japanese Workers" by RODO SOKEN under supervision of Tomio Makino	Seiichi Kanezawa
* "Present-day World and Labour Movement—Japan and France" by Fusao Shimoyama	Masami Miyoshi
Introduction of New Publications:	

* "Drastic Restructuring of Social Security by Japanese Government and Financial Circles" by Teruo Kumon

Tsutomu Uwagawa

Edited and Published by The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken) Union Corp. 403 3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114 Phone : 03-3940-0523 Fax : 03-5567-2968

季刊 労働総研クォータリーNo.28 頒価1,250円 (本体1,190円) (会員の購読料は会費に含む)